

第二次高知市環境基本計画

未来につなげよういきいき自然！
やさしさと行動力あふれるまち・高知



高知市

ごあいさつ



本市には人々に安らぎを与え、多様な生態系を育む自然や、人々の生活と関わりの深い里山、そして地域に根付いた独自の伝統や文化などが残されています。このような多様な地域資源を活かすことで、本市はより一層魅力あふれる都市像を創造できる、大きな可能性を秘めております。しかし、近年、地球規模の環境問題が深刻化する中で、地域固有の環境問題が生じるなど、その様相は、複雑かつ多様化しつつあります。

今の時代を生きる私たちには、何よりも次の世代に、持続可能な地域社会を伝えていかなければならない大きな責務があります。そして、人々が健康で文化的な、安全・安心な生活をおくるためには、さまざまな恩恵をもたらす豊かな自然と、そこに生息・生育する

多様な動植物とのバランスを保ち、真に自然と共生した社会を実現するための取組が強く求められています。

「現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように」とする環境基本法の基本理念を踏まえ、平成12年に策定した高知市環境基本計画から10年以上が経過しましたが、地球温暖化防止や生物多様性の保全等、複雑かつ多様化している環境問題への取組の必要性は、ますます増大しています。また、鏡村、土佐山村、春野町との合併を経て、さらに広がった市域の自然環境を保全するとともに、持続可能な地域社会の実現を図っていくために、第二次高知市環境基本計画を策定いたしました。

この計画では、前計画を継承し、「未来につなげよういきいき自然！やさしさと行動力あふれるまち・高知」を望ましい環境像として定め、「2011高知市総合計画」の将来の都市像や、市民が望む都市像も反映することとし、本市の環境行政を推進するための取組方針を示しています。

本計画の策定にあたりご尽力いただきました高知市環境審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提案をお寄せいただいた市民の皆様から感謝を申し上げますとともに、今後とも計画の実現に向けて、より一層のご支援とご協力をお願いいたします。

平成25年 8月

高知市長 岡崎 誠也

目次

■第1章 計画の策定にあたって	1
1 策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画対象	4
4 計画に取り組む主体	4
5 計画期間	4
■第2章 高知市を取り巻く状況	5
1 世界の状況	6
2 国内の状況	7
3 高知県内の状況	8
■第3章 高知市の環境の現状・課題	9
1 自然環境	10
2 生活環境	12
3 都市環境	15
4 地球環境	17
5 参加と協働	19
■第4章 望ましい環境像	21
1 望ましい環境像	22
2 政策と基本目標	24
3 施策等体系	32
■第5章 環境の保全及び創造に関する施策と取組	35
政策1 自然豊かなまちづくり	36
政策2 環境汚染の防止	44
政策3 環境負荷の少ない循環型社会の構築	49
政策4 地球温暖化防止への貢献	54
政策5 美しく快適なまちの形成	57
政策6 環境と調和した減災対策	61
政策7 参加・協働・連携の推進	63
■第6章 計画の推進	69
1 計画の推進体制	70
2 計画の進行管理	72
■資料編	73

第1章

計画の策定にあたって

- 1 策定の背景と趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画対象
- 4 計画に取り組む主体
- 5 計画期間

1 策定の背景と趣旨

本市では、「環境基本法」の基本理念を踏まえ、1997(平成9)年に制定された「高知市環境基本条例」に基づいて、2000(平成12)年に「高知市環境基本計画」(以下「前計画」という)を策定し、環境保全に関する各種施策を実施してきました。

前計画策定から12年が経過し、社会情勢や環境を巡る課題は大きく変化しており、地球温暖化の防止や生物多様性*の保全等、複雑かつ多様化している環境問題への取組の必要性が増大しています。

また、2011(平成23)年3月の東日本大震災の発生により、市民の安全安心への関心が高まるとともに、節電や再生可能エネルギー*の普及等への取組が求められています。

国では、2012(平成24)年に「第四次環境基本計画」を閣議決定し、「安全」を基盤として「低炭素」、「循環」、「自然共生」の各分野を統合的に達成する持続可能な社会を目指すこととしています。

このような状況を踏まえて、「2011高知市総合計画」との整合性を図りつつ、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な政策・施策の方針及び目標を設定し、本市の環境行政を推進するため、「第二次高知市環境基本計画」を策定することとしました。

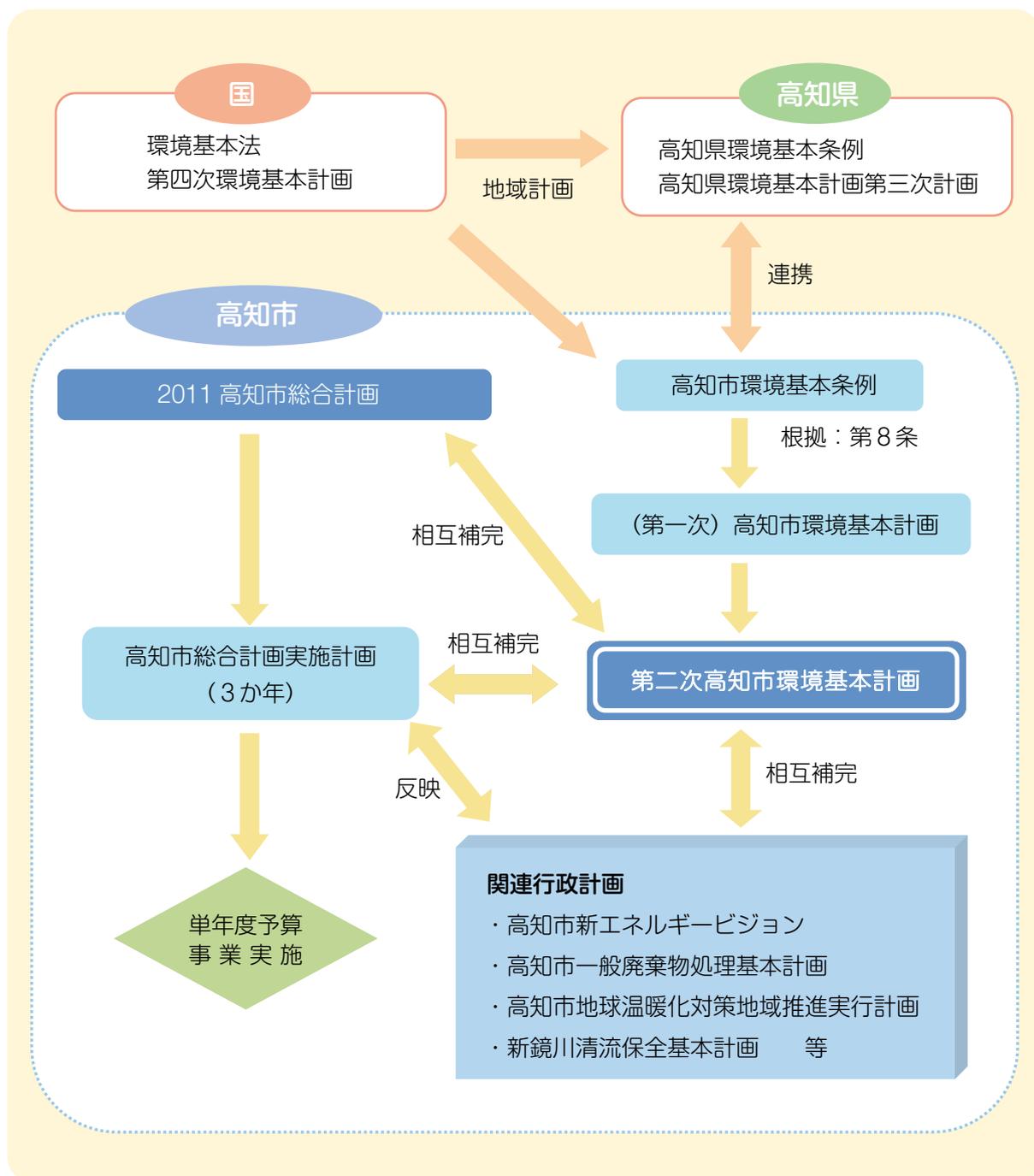


桂浜

2 計画の位置付け

本計画は、国の環境基本計画等に準じて、高知県の環境基本計画とも連携を図りつつ、本市の「2011高知市総合計画」や関連行政計画とも相互補完を図り、環境に配慮した基本となる取組方針を示します。

◆第二次高知市環境基本計画の位置付け◆



3 計画対象

本計画の対象は、「高知市環境基本条例」第15条から第27条に基づき、以下のとおりとします。

(1) 対象とする環境範囲（高知市環境基本条例から抜粋）

- 資源の循環的な利用等の促進（第15条）
- 森林及び緑地の保全等（第16条）
- 田園環境の保全等（第17条）
- 良好な水環境の保全等（第18条）
- 美しい海及び渚の保全（第19条）
- 都市美の形成（第20条）
- 環境美化の促進等（第21条）
- 地球環境の保全の推進等（第27条）

(2) 対象地域

高知市全域

4 計画に取り組む主体

環境を守り、育てる主体は、「高知市環境基本条例」第4条から第6条では、「市」、「事業者」、「市民」であるとしています。

また、「2011高知市総合計画」では産学官民の連携を目指していることから、本計画では「市」、「市民」、「事業者」、「教育・研究機関」の4つの主体の協力により、計画を推進していくものとしします。

5 計画期間

本計画の計画期間は、本市の望ましい環境像を踏まえて、以下のとおりとします。

なお、本計画は、社会情勢に大きな変化があった場合、必要に応じて見直しを行います。

2013(平成25)年度～2022(平成34)年度【10年間】

第2章

高知市を取り巻く状況

- 1 世界の状況
- 2 国内の状況
- 3 高知県内の状況

1 世界の状況

今日、世界規模での急速な情報化の進展や経済のグローバル化等が進行する一方、そのひずみとして、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動が形成され、地球環境に大きなダメージを与えています。その結果、地球温暖化、廃棄物の不適正処理、化石系資源を中心とした天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊等の環境問題が深刻化し、今こそ、地球規模の環境負荷低減と適正な物質循環等を確保するため、世界レベルでの仕組みづくりが強く求められています。

低炭素

1997(平成9)年に採択された「京都議定書」では、大気中に排出されている温室効果ガス^{*}の排出量を、2008(平成20)年から2012(平成24)年までに、1990(平成2)年比で少なくとも5%削減することを目標としました。2012(平成24)年に開催された「気候変動枠組条約第18回締約国会議」で、EUやノルウェー、スイス等の一部先進国が「京都議定書」の第2約束期間【2013(平成25)年から2020(平成32)年まで】に参加することとなっています。

循環

世界の人口は、2050(平成62)年に90億人を超えると予想されており、中国、インド等、新興国を中心に急速な経済成長に伴う資源、エネルギー、食料の消費の増大が懸念されます。また、経済成長と人口増加は廃棄物の発生量も増加させ、2050(平成62)年の世界全体の廃棄物発生量は、2000(平成12)年の2倍以上と見通されています。さらに、開発途上国で有害物質を含む電気電子機器廃棄物やプラスチックごみ等の不適正処分による環境汚染等も深刻化しつつあり、地球規模での環境負荷低減と3R^{*}の徹底等による資源循環型社会の構築が必要となっています。

自然共生

生物の生息地の損失・劣化や気候変動等に伴い、生物多様性が持続的に継続する環境が大きく損なわれています。2010(平成22)年には、「生物多様性条約第10回締約国会議」で「愛知目標」が採択され、また、「第65回国連総会」でも、2011(平成23)年から2020(平成32)年までを「国連生物多様性の10年」とする決議が採択され、国際社会が協力して生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を進めています。

2 国内の状況

世界的な環境問題や資源制約が深刻化する中、国内においても温室効果ガス排出量の更なる削減や資源循環の促進、生物多様性の保全等の課題に取り組む必要があります。また、東日本大震災や原子力発電所の事故等を背景に、国内全体で安全安心の視点の重要性が、これまで以上に高まっています。

低炭素

日本は、「京都議定書」で温室効果ガスの6%削減の目標値を設定し、「第4次環境基本計画」で、2020(平成32)年までに1990(平成2)年比で25%削減の中期目標を掲げました。

一方、東日本大震災以降、原子力の安全確保とともに、エネルギー政策や温暖化対策の見直しが進められる中、2012(平成24)年に、再生可能エネルギーの普及・拡大を目指して、固定価格買取制度を開始しました。

循環

廃棄物の発生抑制や循環資源の利用促進のため、3Rの推進や各種リサイクル法の整備等、循環型社会の構築に向けた取組が進められています。

2008(平成20)年に国が策定した「第二次循環型社会形成推進基本計画」では、循環型社会、低炭素社会、自然共生社会に向けた取組を統合的に推進する方針が示され、一人1日あたりのごみ排出量を、2015(平成27)年度までに2000(平成12)年度比で約10%削減する数値目標等が設定されました。

今後も、化石系資源や有用金属等の資源確保を図り、持続可能な循環型社会を構築するとともに、地域コミュニティ^{*}の再生や地域経済の活性化にもつなげることを目指しています。

自然共生

生物多様性に関する世界目標となる「愛知目標」の達成に向けて個別目標を設定しましたが、東日本大震災の影響や人口減少等の社会状況から、今後の自然共生社会のあり方を見直す必要も生じています。

こうしたことから、2012(平成24)年に、「生物多様性国家戦略2012-2020^{*}」を策定し、「愛知目標」の達成に向けた日本の取り組むべきロードマップを提示するとともに、2020(平成32)年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性を明示しました。

3 高知県内の状況

● 高知県の環境に関する計画・取組等

本県は、全国一の森林率を誇る豊富な森林資源や、全国有数の日照時間、年間降水量等の自然条件を有しています。

県では、2010(平成22)年に、森林を整備することで増大する二酸化炭素の森林吸収量をクレジット化する「高知県 J-VER 制度^{*}」を創設し、この制度を活用した森林整備に取り組んできました。2013(平成25)年からは国の制度の改訂に伴い、新たな制度である「J-クレジット制度^{*}」として引き続き取組を進めることとしています。

また、2011(平成23)年に、「高知県環境基本計画第三次計画」、「高知県地球温暖化対策実行計画」、「高知県新エネルギービジョン」を策定するとともに、2012(平成24)年度から2013(平成25)年度の2か年で、生物多様性地域戦略の策定に取り組んでいます。

「高知県環境基本計画第三次計画」では、再生可能エネルギーの導入等の新たな環境ビジネスの振興を図り、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会といった3つの社会づくりの統合的な取組を進めることとしています。

次に、「高知県地球温暖化対策実行計画」では、県内の温室効果ガスの排出量を2020(平成32)年までに1990年(平成2)年比で31%削減する指標が掲げられるなど、本県の地域特性にあった地球温暖化対策^{*}を推進しています。

さらに、「高知県新エネルギービジョン」では、再生可能エネルギー資源の強みを生かし、地球温暖化対策に寄与するとともに、産業振興や県民生活の向上につながるよう、木質バイオマス^{*}エネルギーや太陽光発電等の新エネルギー^{*}の導入促進を図ることとしています。

● 南海地震^{*}への備えと対応

次の南海地震が発生した場合、沈降が起こり、さらに潮位が上がることによって、長期浸水域となることが想定されています。

この長期浸水は、高知県特有の自然現象として位置付けられており、本市の潮江北部、江ノ口、下知、高須地区等では広範囲に浸水域が広がることが予測されています。

また、震災、津波及び長期浸水により、膨大な量の災害廃棄物が発生し、復旧・復興作業の妨げになるとともに、周辺環境にも悪影響を及ぼすこととなります。このため、災害廃棄物の迅速な処理を行うための事前対策として、県・市連携により災害廃棄物処理計画の策定に取り組むとともに、地域防災計画と連動した取組を進めます。

第3章

高知市の環境の現状・課題

- 1 自然環境
- 2 生活環境
- 3 都市環境
- 4 地球環境
- 5 参加と協働

1 自然環境

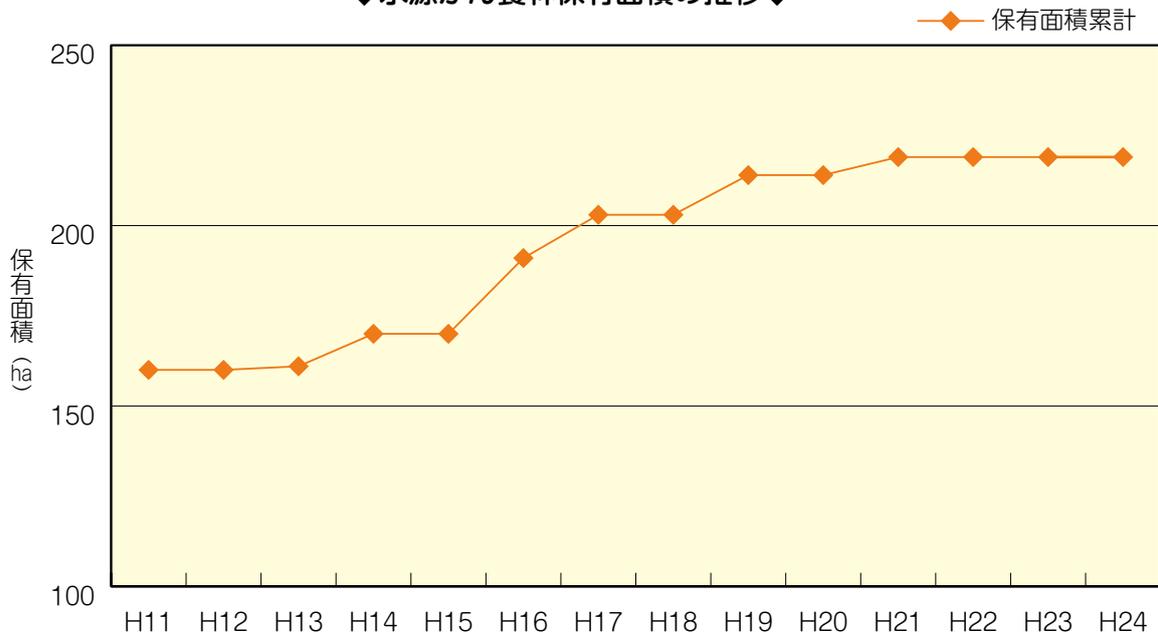
● 川と水系の保全，海及び渚の保全

鏡川の保全については「新鏡川清流保全基本計画^{*}」を策定し，実施計画も含めてさまざまな事業に取り組んでいます。また，全ての河川，海域で水質調査による監視を行っており，河川の水質基準^{*}はほぼ達成していますが，海域については未達成です。

水源かん養林^{*}の取得や，計画的な間伐を実施するなど，水源のかん養や二酸化炭素吸収にも努めるほか，「浦戸湾・七河川一斉清掃^{*}」等の市民参加型のイベントの開催等，市民の環境美化意識の高揚も図っています。

今後も，水質や自然環境の保全に向けた取組を継続して行うとともに，清掃活動等で市民が環境保全に関心を持ち，取り組むことができる機会を設けていくことが求められます。

◆水源かん養林保有面積の推移◆



(出典：高知市水道事業年報)

● 里山^{*}の保全

里山は多様な生物の生息空間であり，自然と人との接点になってきました。そのため，「高知市里山保全条例」では開発抑制等を背景として，里山保全地区の指定や保全協定の締結等により，里山保全を推進しています。現在，本市では，里山保全地区指定面積は6.9ha，協定締結面積は1.4haとなっています。しかし，放置された里山で竹林が拡大するなど，健全な生態系の喪失や保水力の低下等の問題が起こっています。

今後は，自然とふれあえる空間や防災としての役割も視野に入れつつ，地権者と地域の協力のもと，市民主導で里山整備及び保全活動が推進されるよう，事業展開を図っていきます。

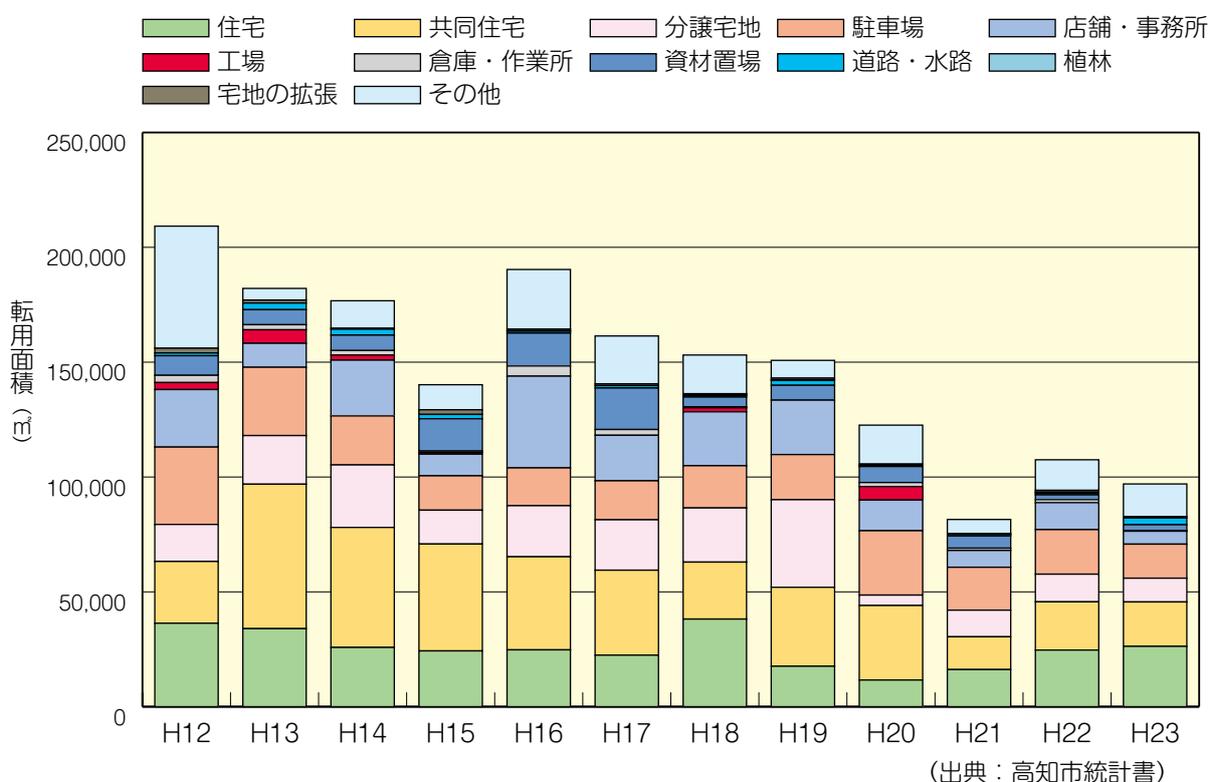
● 田園環境の保全

農地は食糧供給だけでなく、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の重要な役割を果たしています。しかし、農業の担い手の減少等による耕作放棄地*の増加や、転用等により、農地は年々減少しています。

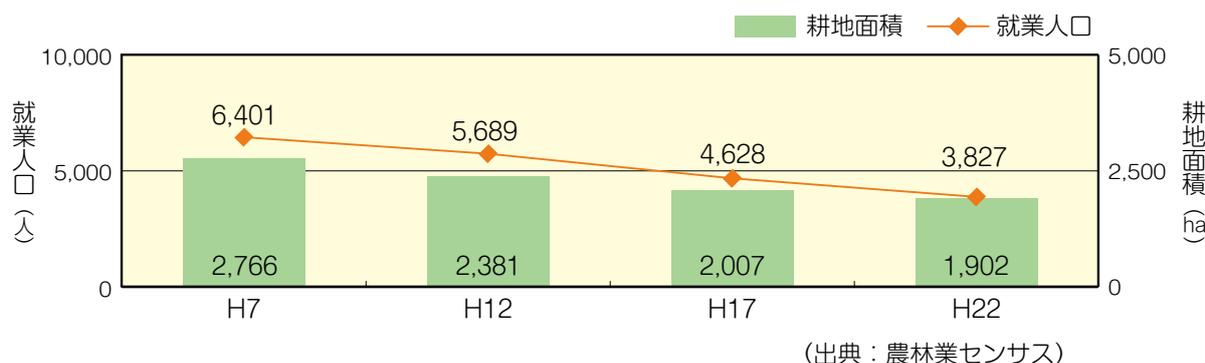
そのため、農業振興の一環として、補給金事業や耕作放棄地の市民農園開設等による活用、農業体験学習等を通して、農業や自然環境への理解促進に努めています。

今後も、田園環境の保全に向けて、耕作放棄地の解消と有効活用を図る必要があります。

◆用途別農地転用面積の推移◆



◆農業就業人口と経営耕地面積◆



*旧高知市・旧鏡村・旧土佐山村・旧春野町の合計値です。

2 生活環境

● さわやかな大気質の保全

本市では、大気常時監視及び事業場監視システムにより大気汚染の監視を行っています。測定の結果、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質は環境基準を達成していますが、光化学オキシダント*のみ環境基準は未達成です。また、市街地の緑地保全に取り組み、大気汚染物質の排出の軽減に努めています。

さらに、ECOドライブの促進やパークアンドライド*事業による公共交通の利便性向上・利用促進に取り組むことで、中心部の交通渋滞の緩和及び排出ガス排出量の低減を図っています。

今後も、自動車の排気ガス等による大気汚染物質の排出等、環境汚染及びそれに起因する健康被害を未然に防止するために、監視体制の充実を図り、環境基準の達成を目指していく必要があります。

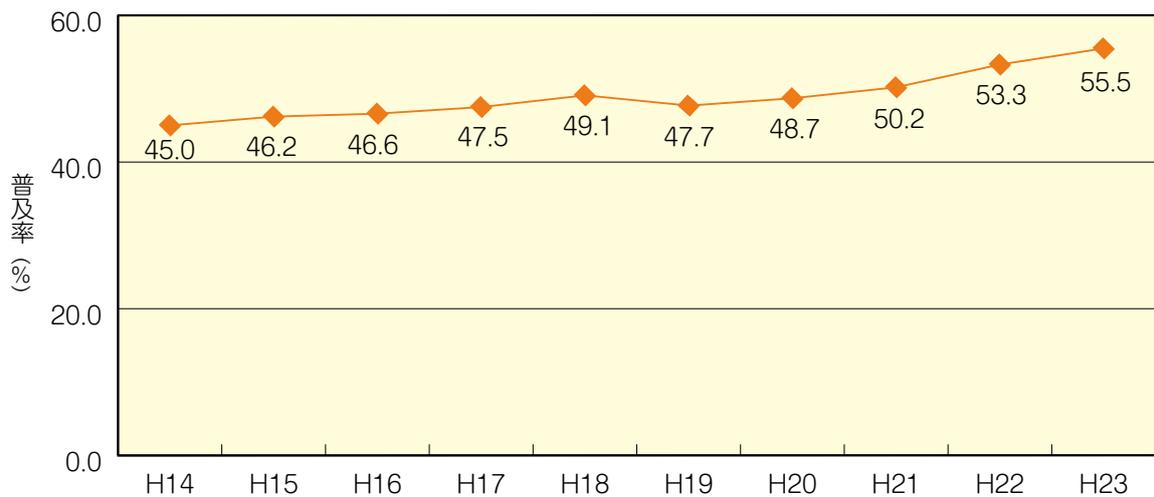
● 清らかな水質の確保

本市の七河川や市内を流れる中小河川におけるBOD*値は全般的に見ると改善傾向にありますが、海域におけるCOD*値の環境基準は未達成です。

また、生活排水による汚濁負荷量の低減を目指し、下水道の整備が行われてきましたが、下水道普及率は全国平均を下回っています。

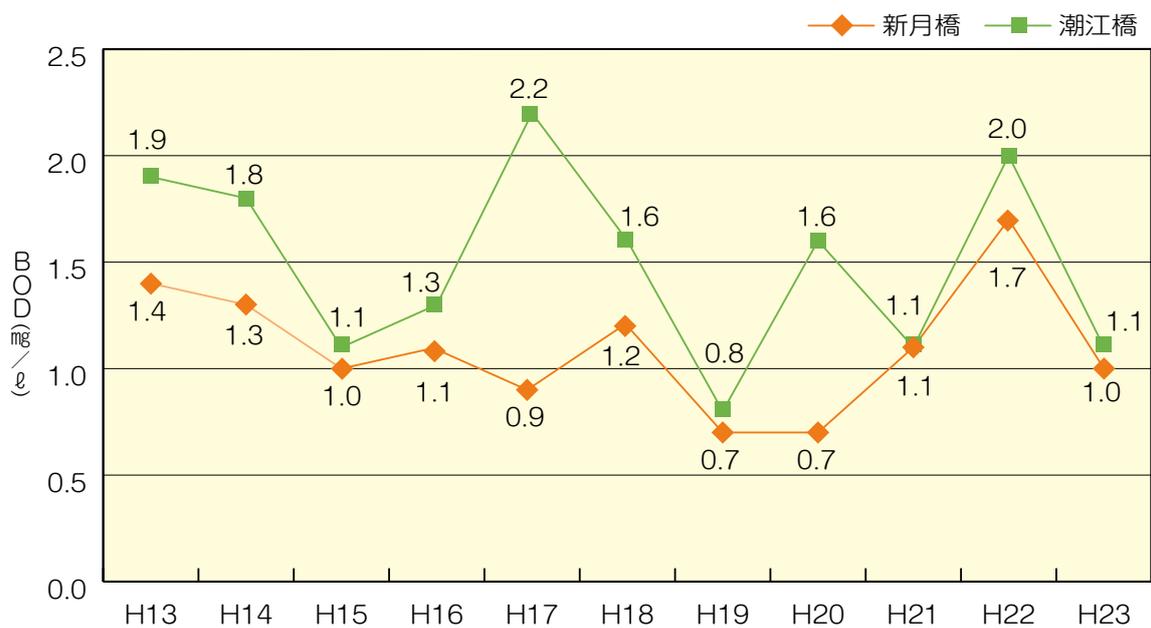
今後も引き続き、下水道の整備を進めていくとともに、下水道の処理区域外の地域では、合併処理浄化槽*の普及を図る必要があります。

◆下水道普及率の推移◆



(出典：市政あんない)

◆鏡川の基準地点における水質の経年変化◆



(出典：高知県公共用水域及び地下水の水質測定結果)

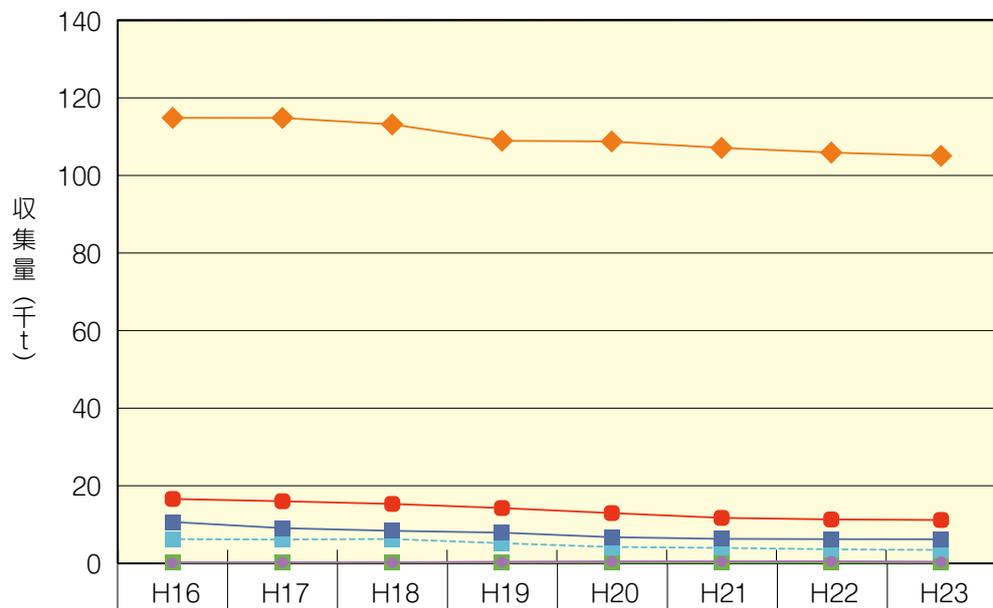
● 廃棄物の減量化と適正な処理

容器包装リサイクル法をはじめとする各種リサイクル関連法への対応や、廃棄物減量等推進員による分別の指導・啓発、ごみ懇談会の開催、市民のごみ減量化に関する意識の向上等により、本市のごみ収集量はここ数年減少傾向にあります。

また、清掃工場等のごみ処理施設では適正処理を行うとともに、焼却灰のセメント原料化等、清掃工場からの廃棄物をゼロにする取組も行ってきました。

環境負荷の低減を図るため、一層の廃棄物の発生抑制、分別徹底等によるごみの減量・リサイクルを推進する必要があります。また、不法投棄の監視体制を拡充し、その防止に努めていく必要があります。

◆ごみ種類別の収集量の推移◆



◆ 可燃ごみ	114,843	114,825	113,159	108,950	108,751	107,107	105,905	105,043
■ 不燃ごみ・ 可燃粗大ごみ	10,657	9,076	8,387	7,907	6,741	6,307	6,232	6,201
● 資源物	16,592	16,008	15,320	14,251	12,954	11,722	11,310	11,179
● ペットボトル	265	258	242	354	443	470	480	357
■ プラスチック製 容器包装	6,221	6,139	6,269	5,186	4,211	3,980	3,612	3,438
■ 水銀含有物	135	132	145	138	137	138	143	137

収集量 (t)
(出典：清掃事業概要)

3 都市環境

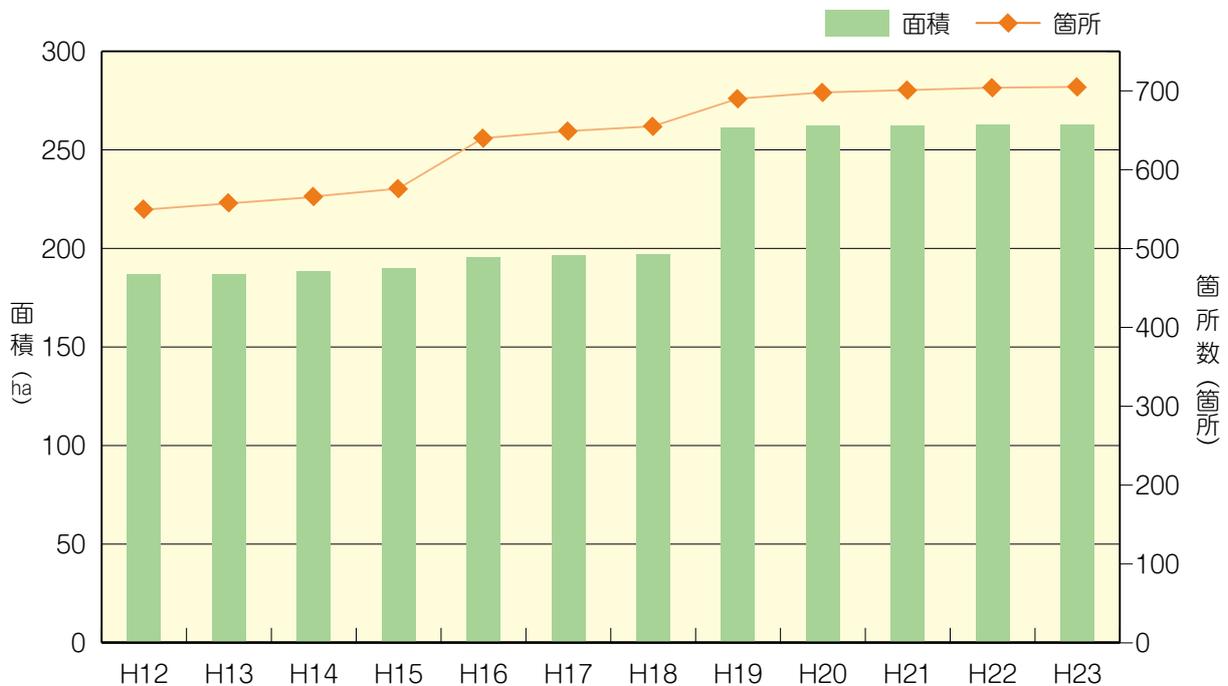
● 自然を活かした都市空間の形成

自然と調和のとれた都市空間は、人々に潤いや安らぎを与えてくれるだけでなく、二酸化炭素の吸収と酸素の供給等、さまざまな役目を果たしています。

そのため、本市では、建築物等による良好な景観の形成のほか、市街地の緑地保存を図るため、保存樹木・樹林、特別保護地域を指定するとともに、イベント等を通じて、都市緑化推進の啓発を行っています。

今後も引き続き、都市公園の整備や街路・建築物の緑化、自然特性を活かした親水空間の整備が求められます。

◆都市公園面積、箇所数の推移◆



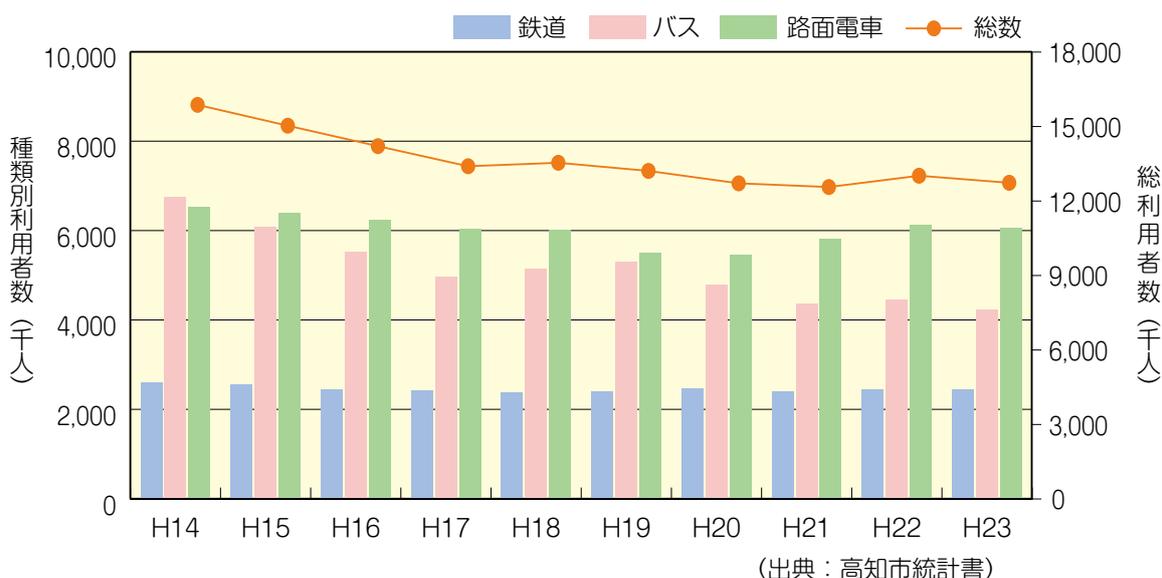
(出典：高知市統計書)

● 人と環境に配慮した交通体系の整備

地球環境への負荷を低減するためには、自動車から徒歩や自転車、公共交通への転換等、自動車交通量を抑制し、環境に配慮した交通手段の利用促進を図る必要があります。

そのため、環境整備として、ICカード導入、パークアンドライドの取組や広報活動等を実施するとともに、「交通バリアフリー基本構想」を策定し、高齢者、身体障害者等の移動の利便性及び安全性の向上を図っています。これまでの事業を継続するとともに、公共交通の利用者増等、更なる改善策を図る必要があります。

◆公共交通利用者数の推移◆



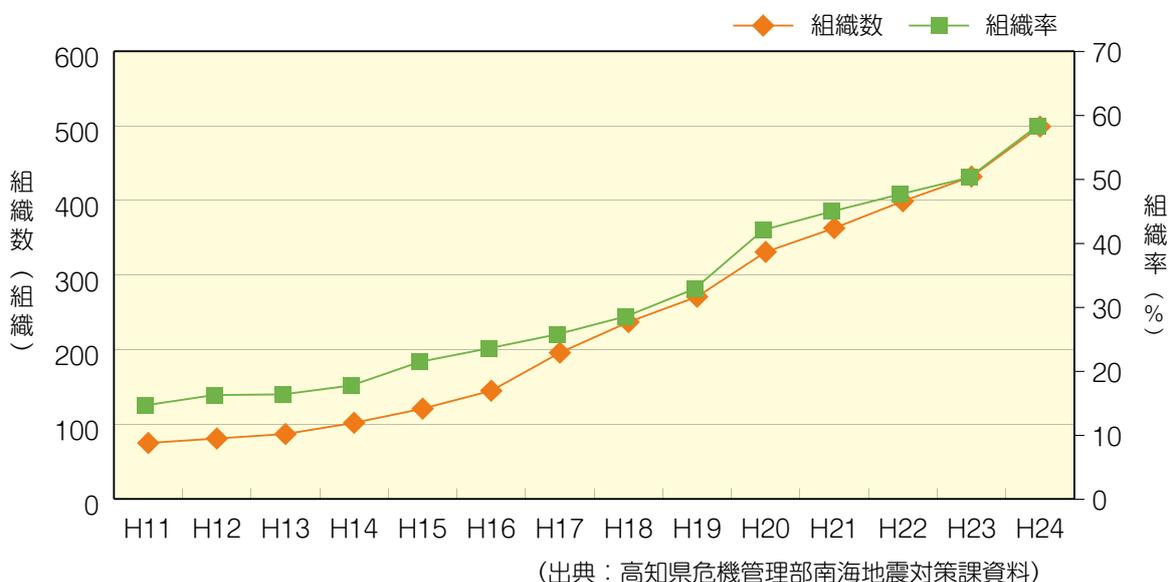
● 災害に強いまちの形成

本市は地理的・地形的に災害に対して脆弱な条件に加え、都市化の進展により、遊水地が減少する等、新たな災害発生の危険性が高まっていることから、豪雨や地震等の自然災害に備えて、浸水対策や山崖くずれ対策を進めるなど、被害の防止に努める必要があります。

本市では、自主防災組織の結成や活動強化等、地域の防災力向上に貢献できる「災害に強い人」を育成することを目的として、防災に関する基礎的な知識や技能を身につけるため、各専門分野の講師による防災講座を開催しています。

また、大規模災害発生時においても、迅速で円滑な応急・復旧活動を行えるように、防災拠点や避難場所及び防災公園*の整備と避難路・緊急輸送路を確保する必要があります。

◆自主防災組織の組織数及び組織率の推移◆



4 地球環境

● 地球温暖化の防止

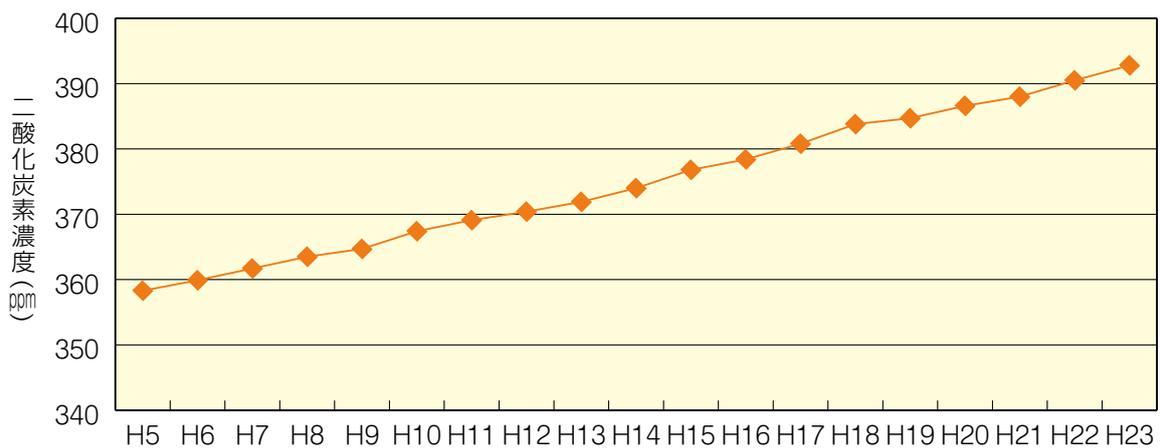
温室効果ガス排出量削減等，地球温暖化の防止に向けて，本市では，「高知市環境保全率先実行計画」を策定し，全庁的な省エネルギーの取組やノーカーデーによる公共交通の利用等を促進しています。

また，市民を対象に，「よさこいECO ライフチャレンジ」を実施し，優秀な取組を公表しています。

さらに，清掃工場では，廃棄物を焼却するときのエネルギーを利用してバイオマス発電に取り組み，売電も行っています。

今後も，地球温暖化の防止に向けて，これまでの取組を継続するとともに，市の特性・実態に即した再生可能エネルギー導入・活用方法を検討する必要があります。

◆気象庁の観測点(南鳥島)での大気中の二酸化炭素濃度(年平均値)◆



(出典：国土交通省 気象庁 統計情報資料)

◆高知市における温室効果ガス排出量の推移◆



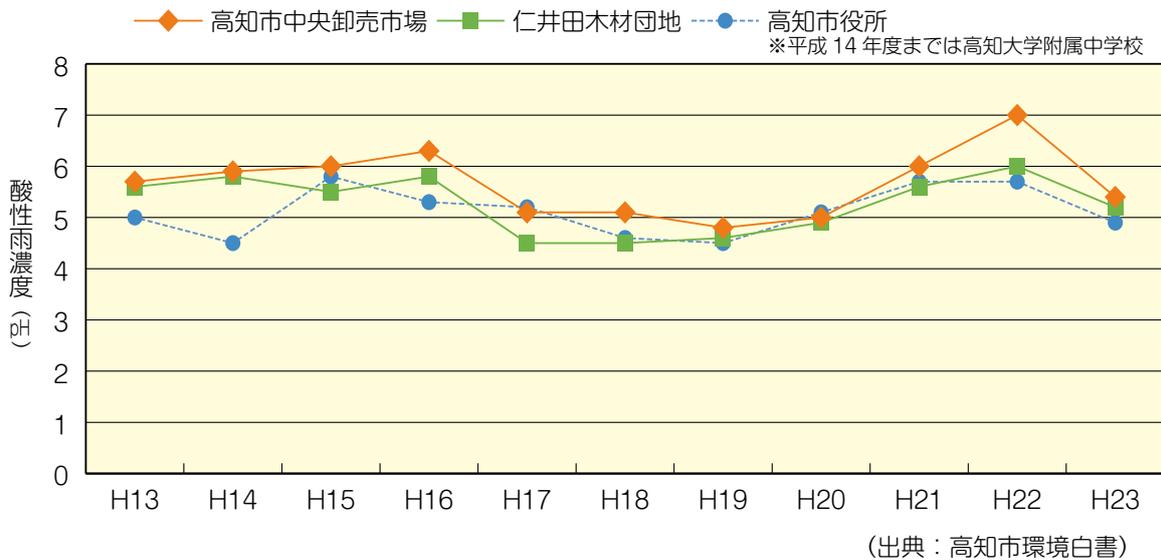
(出典：高知市環境白書)

● 地球の大気・水・土の保全

地球の大気・水・土を取り巻く環境には、大気質汚染による酸性雨やフロン類の放出によるオゾン層の破壊、有害化学物質による汚染等、さまざまな課題があります。

本市においても、これらの課題の解決に向けて、今後も引き続き、環境基本法をはじめとする、各種関連法等に基づき、市民・事業者への啓発や環境測定を継続的に実施するなど、地球の大気・水・土の保全に一層努めていく必要があります。

◆酸性雨測定結果(年度平均：〔単純平均値〕)◆



● 森林と生物多様性の保全

森林は、水源のかん養や二酸化炭素の吸収だけではなく、豊かな生態系の保全や防災の側面も担っていますが、本市においては林業の衰退とともに森林の荒廃が進んでいる状況が見受けられます。

そのため、県産材の使用や紙の再資源化に積極的に取り組むなど、森林資源の有効活用を図るとともに、保全と整備を進めていく必要があります。

また、県・民間団体と協力して、引き続き希少野生動植物の保護や増殖に取り組んでいく必要があります。

5 参加と協働

● 環境学習の推進

環境学習を通じて、全ての人が日常生活の中で、環境問題に関心を持ち、環境を大切に思う気持ちを育み、環境に配慮した行動ができるように推進していきます。

本市では、社会科副読本「ごみゼロたんけんたい」の発行や清掃施設等の見学、各種出前講座、鏡川での生物観察、工石山青少年の家での自然観察による体験学習等の環境学習を行っています。

今後も、これまでの事業を継続するとともに、各学校や地域が主体的に取り組むことができるように運営体制を強化していく必要があります。

● 環境活動の支援・促進、環境情報の提供

市・市民・事業者が一体となって環境保全活動に取り組む「土佐から始まる環境民権運動推進協定」の締結等、環境保全の取組を推進しています。

また、市民・事業者への環境保全に関する情報を提供するため、環境白書等の発行や、関連するイベント情報等、各種情報を広報誌やホームページに掲載しています。

今後も、市民が環境保全に関心を持ち、自発的に活動できるよう、市民が求める環境情報を効果的・効率的に提供していく必要があります。



環境維新・高知市
マスコットキャラクター
「ケーちゃん」

第4章

望ましい環境像

- 1 望ましい環境像
- 2 政策と基本目標
- 3 施策等体系

1 望ましい環境像

本計画における望ましい環境像は、前計画を継承し、「2011高知市総合計画」の将来の都市像や市民が望む都市像も反映することとして、次のとおり設定します。

**「未来につなげよういきいき自然！
やさしさと行動力あふれるまち・高知」**

また、この環境像の実現後のイメージを以下に示します。

実現後のイメージ

本市は温暖な気候で、降雨量と日照時間に恵まれています。北は山に囲まれ、豊かな水量を持つ複数の河川が、山から平野部に清らかな水を運び、南の太平洋へと流れ込む、自然豊かなまちです。

雄大な山々と清らかな河川は、適正に管理・保全され、多くの野生生物の命を育み、食を守り、人々の心に安らぎと潤いを与えてくれるとともに、里山・農地等の二次的自然^{*}環境も改善・維持されています。

こうした恵み豊かな自然は、市、市民、事業者、教育・研究機関の協働^{*}により、守り、育てられ、次世代につながっています。

市民一人ひとりが自然に対する理解を深め、鏡川等の七河川や仁淀川を森・里・海をつなぐ環境軸として、環境保全活動に積極的に取り組むことで、人と自然が共生した社会が築かれています。

また、ごみの減量化や人と環境にやさしい交通体系の実現、新エネルギーの効率的な利用等で、環境負荷の少ない低炭素・循環型の地域社会が形成されるとともに、来る南海地震等、大規模災害への対策も施され、市民生活の安全安心を確保し、防災対応力が向上しています。

● 高知市の望ましい都市像

「2011高知市総合計画」の将来の都市像は次のとおりです。

【将来の都市像 — 2011高知市総合計画 —】

わたしたちのまち高知市は、太平洋に開かれた豊穡の地にあり、豊かな自然と長い歴史の中で培われた、明るく闊達で慣習にとらわれない、自由と創造の精神に満ちた土佐の風土の中で発展を続けてきました。

このまちを未来に向かって持続的に発展させ、次世代へと伝えていくために、森に発し、里を経て、海へと通じる清流をはじめとする豊かな自然とそこに住む人々が共生しながら、さらにまちの発展が調和する、「環境」を基軸とした新しい共生文化を自由な精神を持って創造する都市をめざし、『森・里・海と人の環 自由と創造の共生都市 高知』を将来の都市像と定め、明るさとにぎわいに満ちた元気あふれる高知市を築き上げます。

● 市民が望む都市像

1) 現在の高知市のイメージ 「便利で、静か、自然豊かなまち」

市民アンケートによる、現在の高知市に対する市民のイメージの上位は以下のとおりです。(複数回答)

順位	イメージ	回答数 (人)	割合 (%)
1	便利	528	60.0
2	静か	433	49.2
3	自然が豊か	343	39.0

2) 理想の高知市のイメージ 「人情と自然が豊かで便利なまち」

市民アンケートによる、市民の理想とする高知市のイメージの上位は以下のとおりです。

順位	イメージ	回答数 (人)	割合 (%)
1	人情が豊か	183	20.8
2	便利	136	15.5
3	自然が豊か	132	15.0

2 政策と基本目標

第二次高知市環境基本計画では、前計画を継承するとともに、「2011高知市総合計画」との整合性を図り、以下の7つの政策に分類し、各政策についての基本目標を設定することとしました。

高知市環境基本計画

- ① 自然環境
- ② 生活環境
- ③ 都市環境
- ④ 地球環境
- ⑤ 参加と協働



第二次高知市環境基本計画

- 政策1 自然豊かなまちづくり
- 政策2 環境汚染の防止
- 政策3 環境負荷の少ない循環型社会の構築
- 政策4 地球温暖化防止への貢献
- 政策5 美しく快適なまちの形成
- 政策6 環境と調和した減災対策
- 政策7 参加・協働・連携の推進

政策1 自然豊かなまちづくり

本市には人々に安らぎを与え、多様な生態系を育む自然や、人々の生活と関わりの深い里山・農地等の二次的自然が多く残されています。

しかし、都市化や生活様式の多様化、少子高齢化等の影響により、農地の減少や森林の荒廃、河川環境の悪化等、自然環境が損なわれ、さらには植物や動物等の野生生物種の減少等の問題が発生しています。

これらの問題は、生物多様性の低下、森林等の保水や二酸化炭素吸収等、公益的機能の低下等につながることから、本市では、これまでに農地・森林の保全、水源かん養林の取得と維持管理や生態系の調査を行うなどの対策を講じてきました。

今後も、豊かな自然環境の改善に向け、これまでに効果のあった対策を継続するとともに、より効果的な手法を検討・実施し、森・里・海を通じた環境保全に取り組みます。

基本目標

- 市域の森林や川・海の保全を図り生物多様性を守ります。
- 里山、農地等の二次的自然の保全を行います。
- 身近に自然に親しむことができる空間の創出を図ります。



セグロセキレイ

政策2 環境汚染の防止

高度経済成長期には、急速な経済発展の一方で公害問題が発生し、人々の健康等に悪影響を及ぼしました。現在は事業者の環境汚染に対する取組等により、大規模な公害は発生していませんが、生活排水による水質汚濁については、赤潮が発生するなど、自然環境にも大きな影響が及ぼされています。

本市では、ダイオキシン等の汚染物質の測定、河川・海域の水質や大気質の定期測定を行うなど、環境基準に適合しているかを監視し、さらに事業所への立入調査・指導を実施するなど、公害対策に取り組んでいます。また、水質汚濁については、下水道や合併処理浄化槽の普及に取り組み、水質の改善を図ってきました。

今後も、環境監視を継続するとともに、公害対策及び生活排水対策を推進します。また、東日本大震災による原子力発電所の事故に伴う放射性物質については、国・県等と連携しながら、必要に応じて適正に対応します。

基本目標

- 公害対策を推進します。
- 生活排水対策を推進します。
- 放射性物質について国・県等と連携しながら、適正に対応します。



鏡ダム・土佐鏡湖公園

政策3 環境負荷の少ない循環型社会の構築

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会・経済活動を行ってきた結果、環境に多大な負荷を与え、天然資源の枯渇や地球温暖化等の問題が深刻化しています。

本市では、ごみ排出量の増加に対応するため、ごみの分別収集、3Rの推進、ごみ処理体制の充実に取り組んできました。また、2009(平成21)年に策定した「高知市地球温暖化対策地域推進実行計画(区域施策編)*」に基づき、温室効果ガス排出量の削減につながる量販店のレジ袋削減等にも取り組んでいます。

今後も、廃棄物の排出量のさらなる抑制、再資源化及び不法投棄等の根絶に向けた対策の充実・強化を図るとともに、環境産業の育成等を通じて、資源やエネルギーの効率的・循環的な利用に取り組みます。

また、安全安心の観点からも、災害に強い廃棄物処理体制の構築や有害物質の適正な処理等の取組を強化し、環境負荷の少ない循環型社会を構築します。

基本目標

- 3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進します。
- 廃棄物の適正処理を推進します。
- 不法投棄等の根絶に向けた対策を充実・強化します。



菖蒲谷プラスチック減容工場

政策4 地球温暖化防止への貢献

化石燃料の大量消費による温室効果ガスの大量排出は、地球温暖化をはじめとする地球規模での環境問題の大きな要因となっています。このため国では、温室効果ガスの総排出量を削減し、地球温暖化を防止するための対策の強化を図っています。

本市では、清掃工場のごみ焼却時に発生する熱エネルギーによる発電や他施設への熱供給のほか、省エネルギー活動への支援、公共交通利用の促進等に取り組んできました。

今後も、市民の環境負荷低減に対する意識の向上、事業所・家庭における省エネルギーの推進、環境産業への支援等に取り組みます。

原子力発電については、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を教訓として、一度重大な事故に至った場合、現状の復元に極めて長期間にわたる年月と莫大な費用を要するというリスクの高い発電技術であることが、明らかになりました。

そのためにも、原子力発電に代わる基幹電源として、熱効率の高いコンバインドサイクル*発電や再生可能エネルギー等の安全なエネルギーへの早期の転換とともに、省エネルギー施策の継続的な取組が求められます。

今後は、高知市新エネルギービジョンと高知市地球温暖化対策地域推進実行計画に基づき、温室効果ガスの排出量の低減を図り、地球温暖化の防止に貢献できる自立分散型スマート・エネルギー都市*づくりを進め、低炭素都市を実現します。

基本目標

- 温室効果ガスの排出量の低減を図ります。
- 省エネルギーを推進します。
- 新エネルギー導入を活用します。



ヨネッツこうち

政策5 美しく快適なまちの形成

本市は鏡村，土佐山村，春野町との合併により，都市機能の集積する都市部と自然豊かな中山間地域，潤いのある田園地域を有する都市となりました。

今後は，そうした都市部，中山間地域，田園地域等，各々の有する資源や機能，地域特性を活かしながら，バランスのとれたまちづくりを進める必要性が一層高まっています。

一方，本市では，これまでみどり豊かで美しい景観形成を図るため，公園・緑地の整備をはじめ，建築物や屋外広告物の規制等に取り組んでおり，今後においても，高知市都市計画マスタープラン*の改定を含め，個性的で魅力のある景観の形成等に取り組みます。

また，花いっぱい会等，地域での自主的な環境美化への取組を支援するなど，潤いのある美しいまちづくりを進めます。

基本目標

- 地域の特性や資源を活かし，バランスのとれたまちづくりを推進し，潤いや美しさを感じられる，みどり豊かな街並み形成を図ります。
- 良好な景観の形成を図ります。



築屋敷前

政策6 環境と調和した減災対策

近年、水不足や集中豪雨、ゲリラ豪雨等、気候変動による災害が多く、また、東日本大震災のようにこれまでの想定をはるかに超える大規模災害も発生しています。

これらの大規模災害に対応するためには、災害の発生で生じる被害を最小に抑える減災*対策が重要となり、人と人との協力関係を活かす地域防災力の向上が必要となります。

本市では、地震ハザードマップや標高マップ等を作成するとともに、地域の状況把握や緊急避難場所の検討、防災リーダーの育成、防災対策に役立つ情報の発信等に取り組んできました。

今後は、自然の脅威について学ぶとともに、地域の自然環境を理解し、南海地震に対する備えの充実、災害発生時に迅速かつ的確に対応できるような体制の構築、災害対応力の強化に向けた取組や体制の充実を図ります。

また、多様化する災害に対応した情報の収集・伝達や市民への共有体制を構築し、地域防災力の向上のため、市民の防災意識を高め、自然と共生する災害に強いまちを形成します。

基本目標

- 災害対応力の強化に取り組めます。
- 自然と共生する災害に強いまちを形成します。



総合あしんセンター

政策7 参加・協働・連携の推進

さまざまな環境問題の解決には、市民、事業者、教育・研究機関、行政が自らの活動と環境への関わりを認識し、それぞれの役割を分担しながら、環境の保全及び創造の取組を協働で実践していくことが必要です。

本市では、これまでホームページや広報紙等を通じて、環境情報を広く提供してきました。今後も、清掃施設の見学等をはじめ、子どもから大人までを対象とする環境教育、環境学習の充実を図るとともに、環境問題に対する認識等の向上に努め、人材の育成、パートナーシップ*形成等の推進に取り組みます。

併せて、多くの市民・事業者等が、環境に関する情報をより分かりやすい形で簡易に入手し、有効に活用することができるよう、取組を進めます。

また、環境保全を図るうえでは、地域を越えた取組も求められており、広域行政の強化による、連携の促進を図ります。

基本目標

- 子どもから大人までを対象とする環境教育・学習を実施します。
- 効率的な情報提供を推進します。
- 市域を越えた広域行政を推進します。



鏡川自然環境学習会

3 施策等体系

政策1

自然豊かなまちづくり

施策

- 01 生物多様性の保全
- 02 森林の保全・整備
- 03 里山の保全と再生
- 04 農地の保全
- 05 海洋・河川環境の保全と再生

政策2

環境汚染の防止

施策

- 06 公害対策の推進
- 07 生活排水対策の推進
- 08 放射性物質への対応

政策3

環境負荷の少ない
循環型社会の構築

施策

- 09 廃棄物の発生抑制・再利用の促進
- 10 廃棄物の適正な処理

政策4

地球温暖化防止への貢献

施策

11 人にやさしい低炭素都市の実現

12 新エネルギー活用の促進

政策5

美しく快適なまちの形成

施策

13 みどり豊かな市街地づくり

14 良好な景観の形成

政策6

環境と調和した減災対策

施策

15 災害対応力の強化

政策7

参加・協働・連携の推進

施策

16 環境学習の推進

17 情報共有の推進

18 多様な主体との連携・交流

19 広域行政の推進

第5章

環境の保全及び 創造に関する施策と取組

- 政策1 自然豊かなまちづくり
- 政策2 環境汚染の防止
- 政策3 環境負荷の少ない循環型社会の構築
- 政策4 地球温暖化防止への貢献
- 政策5 美しく快適なまちの形成
- 政策6 環境と調和した減災対策
- 政策7 参加・協働・連携の推進

政策1 自然豊かなまちづくり

〈施策〉

- 01: 生物多様性の保全
- 02: 森林の保全・整備
- 03: 里山の保全と再生
- 04: 農地の保全
- 05: 海洋・河川環境の保全と再生

〈数値目標〉

施策	指標	指標の説明	現状値 (24年度)	目標値 (34年度)
01	希少動物等の繁殖成功率	アニマルランドで飼育する希少動物40種のうち、繁殖に成功した種の割合	45.0%	順次拡大
	野生生物保護等環境教育のための参加者数	アニマルランドにおける動物セミナー、講演会、出前授業等の年間総参加者数	1,144人	順次拡大
02	間伐実施面積	市域内で実施する年間間伐面積	88.2ha/年	250ha/年
04	ユズの生産面積及びユズ酢生産量	高知市の中山間地域での生産面積及び年間生産量	生産面積：58ha	生産面積：62ha
			生産量：898t/年	生産量：1000t/年
05	アユ生息数	鏡川水系に生息する天然アユと放流アユの生息数	天然：38.1万尾 放流：15.1万尾	天然遡上：100万尾
	浦戸湾・七河川一斉清掃で集められるごみ量	市民の美化意識の高揚を図り、河川に廃棄されるごみの減少を目指すもの	111t	90t

施策01 生物多様性の保全

植物をはじめ、鳥獣や昆虫、水生生物等の野生生物は、自然環境を構成する重要な要素であり、これらの豊かな生物多様性を保全することは、人間が生活を営むうえでも、欠くことのできない大切な要因となっています。

現在、本市には、市の鳥セグロセキレイをはじめ、ホタル、アユ、アカメ等、さまざまな生物が生息していることが確認されていますが、都市化の進展等に伴い、野生生物の生息・生育環境は厳しい状況となっています。



今後は、地域の野生生物を保全する取組を推進し、多様な生物と共生した地域づくりを進めていきます。さらに、生物多様性の保全と持続可能な取組を推進していくために、生物多様性の重要性について市民の理解を深め、行動へとつなげ、地域における人と自然との関係を見直し、再構築に取り組みます。

取組方針

- ◆ 生物多様性に関する理解を深め、地域における人と自然との関係を見直します。
- ◆ 地域の野生生物の保護に努めます。
- ◆ 地域の緑地・水辺等、生息・生育空間の保全活動の展開を、多様な主体と連携を図りながら推進します。

主な取組

① 野生生物の保護

- 地域の野生生物の生態調査と生息地の保護
- 希少種、絶滅危惧種、天然記念物等の飼育繁殖、種の保存
- 野生動物の現状や保護の大切さを理解してもらうための企画展・セミナー等の開催
- 傷病鳥獣救護活動ネットワーク体制の整備

② 生息空間の保全

- 里山保全やグラウンドワーク*推進事業等、環境保全活動への支援
- ホタル等の保護活動の推進や生息空間の保全

施策02 森林の保全・整備

森林を保全し整備することは、林業の振興はもとより、水源のかん養や二酸化炭素の吸収にも寄与するだけでなく、土砂の流出防止等、防災の側面も担っており、人々の生活を支え守っていくために欠くことはできません。

しかしながら、木材の輸入による県産木材の価格の低下や林業従事者の減少等により、森林の保全・整備は十分ではない状況

になっています。本市においても荒廃した森林が増加し、水源かん養や山地災害防止の機能が低下し、私たちの生活環境への影響が危惧されています。

こうした中で、本市は鏡村、土佐山村との合併に伴い森林面積が増加しました。また、水源かん養林の取得を進めています。

今後においても、森林が有する多面的な公益機能の確保を図るために、保全・整備を進め、適正な管理を行います。



筆山

取組方針

- ◆ 森林の公益的機能の確保・向上を図るために、将来を見通した適正な管理に取り組みます。
- ◆ 森林資源の成熟や有効活用を図るための取組を促進します。
- ◆ 事業者や市民と協働で森林整備に取り組みます。
- ◆ 憩いと交流の場として森林の利活用を促進します。

主な取組

① 民有林の保護育成

- 民有林における間伐、間伐材の搬出、作業道整備事業等への補助

② 協働による森林づくり

- 協賛金を活用した森林（市有林）の整備等の実施
- J-クレジット制度によるプロジェクトの申請とクレジットの創出

③ 市有林の適正管理

- 市有林における間伐等の森林整備

④ 市民の森整備

- 市民の森の施設整備
- 景勝地を有効活用するための関係施設の整備

⑤ 保安林の適正管理

- 市有防潮保安林内におけるごみ不法投棄，無許可立木伐採等の違反行為の監視並びに不法投棄物等に対する指導及び処分
- 市有防潮保安林を対象とした森林病虫害等防除事業の実施や松くい虫防除事業を実施する林業団体への補助
- 浦戸地区等の民有保安林における植栽・下草刈・被害木処理・予防処理への補助
- 市有防潮保安林内の塩害枯死等の被害区域における新規植栽，無立木区域への植栽
- 水源かん養林の巡視等を通じて状況を監視しながら，必要に応じて環境整備

⑥ 林業の基盤整備

- 林業事業者への支援や林業従事者の確保・育成の促進
- 高性能林業機械導入の促進
- 林道等の道路網整備の計画的実施



工石山

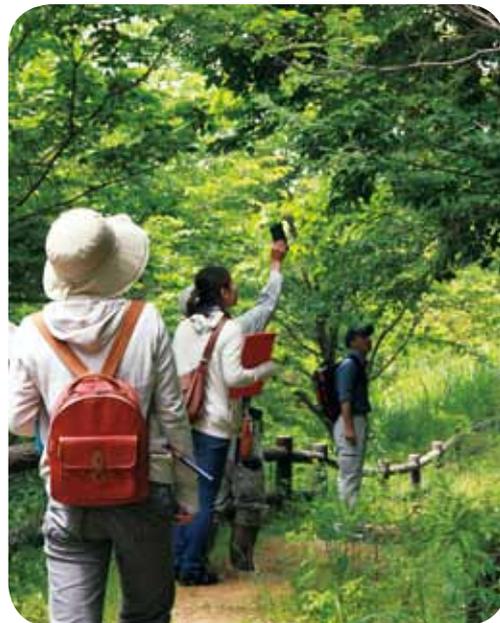
施策03 里山の保全と再生

里山は、多様な生き物の生息空間であり、自然と人との接点となってきた貴重な環境の要素です。

しかし、山村地域の過疎化・高齢化の進行、生活様式の変化によって、人の手入れがされなくなった里山では、竹林の拡大等による防災上の問題や、特定の鳥獣の生息域が広がるなどの問題が生じ、従来、身近にいた生物種の減少も見られ始めています。

本市では、自然環境調査を行い、里山保全地区を指定し、土地所有者等と協定を締結するなど、里山保全に努めています。

今後は、市街化区域外を含め、新たな里山保全地区の検討を行い、地域に根付いた適切な里山の維持管理が行われる体制を構築するとともに、生物多様性の保全に最大限配慮し、災害時の避難場所としても活用できる里山の保全と再生を図ります。



里山保全活動のすゝめ

取組方針

- ◆ 市民や市民団体、土地所有者等が積極的かつ主体的に活動し、維持・管理が継続される新たな共生の関係を築きます。
- ◆ 森林・竹林資源を活用し、バイオマス事業を推進します。

主な取組

① 里山保全の推進

- 里山保全協定が締結された箇所における土地所有者が行う里山保全・回復活動への助成
- 協定締結の土地所有者に対する協力助成金の交付

② 里山の再生

- 森林・竹林資源を原料としたバイオマス事業の推進

施策04 農地の保全

農地は食糧を供給する役割だけではなく、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等さまざまな機能を有しており、その機能は人々の生活を守っていくために重要な役割を果たしています。

本市の気候は黒潮の影響を受け、比較的温暖で、日照時間が長く、降水量も多いことから、農業が盛んに行われてきました。中山間から平野部、海岸部まで、さまざまな条件により育てられた農産物は、その種類も多岐にわたっており、全国的にもその品質が高く評価されているものが多くあります。

一方、農業の担い手の減少や農業従事者の高齢化等により、耕作放棄地の増加が年々深刻化しています。

今後は、中・長期的な見通しを立てながら、耕作放棄地の有効活用等を行い、農地の保全に取り組みます。



横浜

取組方針

- ◆ 中・長期的な見通しに基づく農地の保全を進めます。
- ◆ 農地等の有効活用と耕作放棄地等の発生と拡大の防止に努めます。

主な取組

① 農業振興地域^{*}の適正管理

- 優良農地の確保、農地の適正管理に向けた高知市農業振興地域整備計画の見直し

② 耕作放棄地等の有効活用と発生防止

- 農地利用に関する調査の実施及び地域協議会を通じた耕作放棄地対策
- ユズの生産拡大等に向けた営農指導員の設置
- ユズ、四方竹生産に係る基盤整備及び生産振興の促進
- 集落協定に基づく営農活動に対する交付金の交付
- 中山間地域の農業者・各種農業団体の所得向上につながる取組への支援

- 一般財団法人夢産地とさやま開発公社*等への支援による農地の保全
- 耕作放棄地解消や無断転用防止のための農地パトロール（利用状況調査）
- 農地等の賃借，売買希望農家の掘り起こしとあっせん活動等

③ 都市内農地の保全

- 都市内緑地の保全に係る関係部門との連携

④ 農業の基盤整備

- 農業者と地域が一体となった農地の保全活動の促進
- 農道，水路等の整備



七ツ瀬



木曜市

施策05 海洋・河川環境の保全と再生

海洋・河川は多様な生物の生息空間であり、人々に憩いや潤いを与えてくれます。

しかしながら、現在、ごみの不法投棄や環境の変化に伴う水質の悪化等により、海洋・河川環境は必ずしも良好な状態にあるとは言えません。

本市では、毎年「浦戸湾・七河川一斉清掃」や「仁淀川一斉清掃」を実施するなどして、水質浄化や市民の環境美化意識の高揚を図っています。

今後も、継続して環境美化活動等を実施するとともに、県と連携を図り、より効果的・効率的な海洋・河川環境の保全と再生に取り組みます。



鏡川

取組方針

- ◆ 内水面資源の維持・増殖と環境保全活動を促進します。
- ◆ 鏡川の良好な水質や流域の特性に応じた豊かな自然環境の保全を図ります。
- ◆ 河川及び浦戸湾の再生を目指す活動を市民と協働で実施します。

主な取組

① 海洋・河川等における生態系の保全と再生

- 鏡川水系でのアユの遡上状況調査
- 鏡川水系での、アユ、アメゴ、モクズガ二等の種苗放流
- 「新鏡川清流保全実施計画」の策定及び事業の実施

② 浦戸湾・七河川一斉清掃

- 河川及び浦戸湾の再生をめざした市民参加による一斉清掃の実施

政策2 環境汚染の防止

〈施策〉

06: 公害対策の推進

07: 生活排水対策の推進

08: 放射性物質への対応

〈数値目標〉

施策	指標	指標の説明	現状値 (24年度)	目標値 (34年度)
06	水質汚濁防止法による水質測定回数	法による有害項目測定年間回数	1回	6回
07	浄化槽の市内設置基数及び所在等の把握率	浄化槽管理システムの構築による浄化槽の設置基数, 所在等の確定	77.0% (H22年度)	95%
	下水道の普及率	市内全人口に対する下水道処理区域内人口の割合	55.8%	62.8%

施策06 公害対策の推進

国内においては、かつて経済の急成長や自動車の急速な普及により、大気中や公共用水域等に有害物質が大量放出され、環境や健康が害される、社会問題になりました。そして、その対策として、1967(昭和42)年に「公害対策基本法」が施行され、有害物質の排出が規制されてきました。

現在、市民の生活環境に甚大かつ深刻な被害を及ぼす「公害」と言われるものは発生していません。

しかしながら、環境汚染及びそれに起因する健康被害を未然に防止するため、今後も、大気や水質等の環境状況について継続的にモニタリングし、その結果を公表するとともに、監視体制の充実を図ります。



取組方針

- ◆ 定期的な環境測定を継続して実施します。
- ◆ 環境汚染を防止するために、必要に応じて事業所等への指導等を行います。

主な取組

① 大気・水・土壤環境の保全

- 特定施設への立ち入り調査・指導
- 特定事業所台帳の作成
- 大気測定局による連続監視、有害汚染物質のモニタリングと測定結果の公表
- 河川・海域・地下水等の公共用水域の環境基準点における水質汚濁状況の監視測定
- 市内ゼロメートル地域の地下水位の観測
- 工場・事業場において発生する騒音・振動・悪臭・土壤汚染に対し各法令に基づく指導・監督
- 道路環境基準に基づいた沿道の環境測定

② 化学物質の環境リスク対策

- 大気・水域・土壌のダイオキシン類濃度の測定
- 特定粉じん排出等作業への立入等による適正除去の推進
- 各種廃棄物処理施設に起因する生活環境への影響等調査

③ 環境監視体制の充実

- 大気・排気ガス測定局の測定機器の更新
- 公害検査室及び検査機器の整備



工石山



鏡川

施策07 生活排水対策の推進

戦後の高度経済成長期、重化学工業化を中心にめざましい経済発展を遂げてきましたが、一方で汚染物質の発生量は増大し、昭和40年代には公害による健康被害が広がり、特に工場排水等による水質汚濁が原因の公害病が深刻になりました。

そのため、1970(昭和45)年に「水質汚濁防止法」が制定され、工場や事業場の排水は規制の対象となりました。また、1990(平成2)年には水質汚濁防止法の一部が改正され、生活排水対策の充実・強化が図られました。

本市では、水質汚濁を防止するため、下水道事業を進め、2012(平成24)年度末では下水処理人口は188,655人、下水道普及率は55.8%となっています。

今後も、人口密度の高い地区の下水道整備を重点的に進めるとともに、下水道の処理区域外の地域では合併処理浄化槽の普及を図るなど、適切な役割分担による、公共用水域の水質保全と改善を図ります。

取組方針

- ◆ 生活排水による水質汚濁を防止するため、下水道と合併処理浄化槽の役割分担により、公共用水域の水質の保全を図っていきます。
- ◆ 地域の実情に即した生活排水対策を推進します。

主な取組

- ① 下水道(汚水)の整備促進による下水道普及率の向上
 - 人口が密集している北部、中部、南部地区の面的整備実施
 - 汚水幹線の整備延伸
- ② 合併処理浄化槽の普及率向上
 - 合併処理浄化槽設置への補助
- ③ 浄化槽適正管理の推進
 - 浄化槽管理システムの構築
- ④ 処理施設の適正な維持管理の推進
 - 計画的な設備の更新

施策08 放射性物質への対応

東日本大震災により東京電力福島第一原子力発電所事故が発生し、放射性物質が大気中に放出されました。これにより東日本を中心に放射性降下物による土壌汚染や海水汚染の問題が起きました。

これを受けて県では放射性物質の空間放射線量率*の測定や降下物、土壌等の分析を行い、その結果について情報提供を行っています。

また、県内流通食品等に係る放射能による食品汚染等が発生した場合や健康被害情報を入手した場合、「県民・市民の健康危機に対応する高知県・高知市行動指針」に基づき、県と連携して必要な対策を講じることとします。

取組方針

- ◆ 県内の環境放射線量の測定箇所を増設するなど、監視体制の強化に取り組む中で異常があった場合、健康被害の発生及び拡大等を防止するため、「県民・市民の健康危機に対応する高知県・高知市行動指針」に従い、県と市が連携して適切に対応します。

主な取組

- ① 放射性物質検出時の対応体制の充実
 - 県が実施する環境放射能調査の結果に応じ、連携対応
 - 放射性物質が検出された場合の適切な情報の提供

政策 3

環境負荷の少ない循環型社会の構築

〈施策〉

09: 廃棄物の発生抑制・再利用の促進

10: 廃棄物の適正な処理

〈数値目標〉

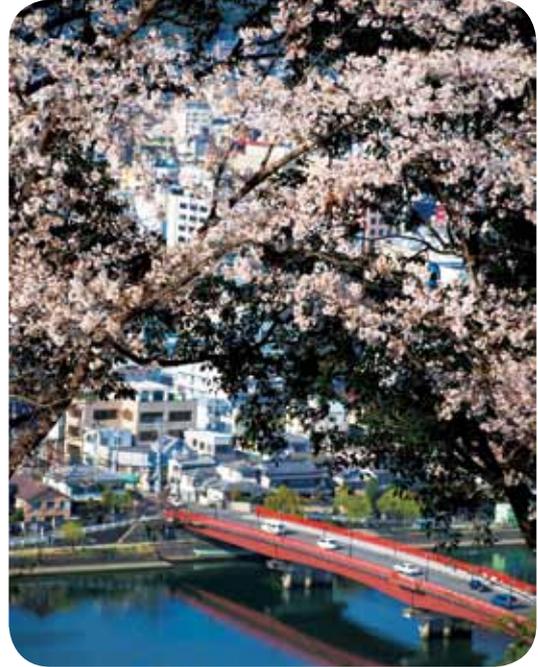
施策	指標	指標の説明	現状値 (24年度)	目標値 (34年度)
09	ごみの排出量	市民一人1日あたりのごみ排出量（資源となるものを除く）	909g	862g
	ごみの再資源化率	ごみの総排出量に対する再資源化量の率	19.7%	22%
10	三里最終処分埋立残容量	毎年の廃棄物の埋立量を極力少なくすることで延命化を図る	130,296m ³	91,700m ³

施策09 廃棄物の発生抑制・再利用の促進

廃棄物の排出量の増加は、処理施設への負荷や処理経費の増大を招くとともに、資源の適切な循環等、環境にも影響を及ぼします。

本市では、1976(昭和51)年から、市民・再生事業者・行政の協働による資源・不燃物の分別収集、いわゆる「高知方式」を開始するなど、ごみの減量・再資源化に積極的に取り組んでおり、市民一人あたりの廃棄物の排出量は減少傾向にあります。

今後も、「第3次一般廃棄物処理基本計画」等に基づき、3Rの徹底等による循環型社会の形成に向けた取組をさらに強化します。



筆山からの風景

取組方針

- ◆ ごみの減量や分別、リサイクルに対する意識啓発を図ります。
- ◆ 市、市民、事業者、教育・研究機関の参加・協働による取組を推進します。
- ◆ ごみの発生を抑制するライフスタイルや事業活動の確立を図ります。

主な取組

① 廃棄物発生抑制、再利用のさらなる推進

- 清掃工場や最終処分場等の施設見学
- 生ごみ処理容器購入費用の補助
- 廃棄物減量等推進員と連携したごみ減量や正しいごみの出し方の普及啓発
- ごみ出前講座による啓発や市ホームページでの広報内容の充実
- 排出事業者等への啓発
- 資源循環に係る法制度の運用

施策10 廃棄物の適正な処理

廃棄物処理にあたっては、環境負荷の低減を図り、関係法令に基づき可能な限り循環的な利用を行い、不可能なものは、適正に処分を行う必要があります。

本市では、計画的にごみやし尿等一般廃棄物の処理施設・体制の整備を行いながら、安定的かつ適正に処理を行うとともに、産業廃棄物も含め処理業者や排出事業者等に対する適正処理に向けた指導・啓発や不法投棄の防止パトロール等を実施していますが、一部地域では不法投棄等の不適正処理も発生しています。

今後も、一般廃棄物処理施設・体制の計画的な整備等により、一般廃棄物の安定的・効率的な適正処理を継続します。また、関係機関との連携のもと、廃棄物の適正処理の徹底とともに、不法投棄の根絶を目指し、監視体制の充実・強化を図ります。



出典：経済産業省ホームページ3 R政策ごみイラスト素材集

取組方針

- ◆ 一般廃棄物の収集処理体制及び処理施設の充実に取り組めます。
- ◆ 排出事業者及び廃棄物処理業者に対して廃棄物処理法の遵守を徹底します。
- ◆ 不適正処理に対する指導・取締りをさらに強化します。
- ◆ 監視体制を充実強化し、不法投棄の根絶を目指します。

主な取組

① 一般廃棄物の適正処理の推進

- 一般廃棄物処理業者等への啓発・指導及び施設への検査・監視・指導等の実施

② 産業廃棄物の適正処理の推進

- 産業廃棄物処理業者等への啓発・指導及び施設への検査・監視・指導等の実施
- 事業者への継続的な立入検査等の実施
- 使用済自動車の適正処理及び電子マニフェストの徹底

③ 不法投棄の根絶に向けた対策の充実・強化

- 不法投棄防止のためのカメラの設置
- 啓発用チラシの配布
- 不法投棄等防止現場パトロール員による市内巡回・立入調査

④ 排出事業者、処理業者の指導

- ごみに混入する焼却不適物のトラブル防止
- ごみ受入れ基準の作成，市民や事業者へ周知・広報，現場指導の推進
- 監視モニターの設置，常時監視及び不適物混入業者の是正指導・啓発
- 事業者等に対する廃棄物処理法の規制内容の通知，適正処理の徹底，研修会等の開催

⑤ 収集処理体制及び施設の整備・充実

- ごみの排出の利便性や収集，処分の効率性の向上等に向けた，より良い収集方法等の検討
- し尿収集が困難な地区又は下水道等の整備により収集効率が低下した地区の収集に要する経費について，公益財団法人高知市環境事業公社へ補助金交付
- 清掃工場，東部環境センター等の整備と適正な維持管理
- 最終処分場の延命化
- クリーンセンター（ごみ収集車両基地）の整備

⑥ 春野地区における一般廃棄物処理の確立

- 2013(平成25)年度から，ごみ処理体制等について，全市域で統一
- 2015(平成27)年度までに，し尿処理体制について決定



清掃工場

政策 4 地球温暖化防止への貢献

〈施策〉

11: 人にやさしい低炭素都市の実現

12: 新エネルギー活用の促進

〈数値目標〉

施策	指標	指標の説明	現状値 (24年度)	目標値 (34年度)
11	高知市の電力消費量に対する新エネルギー等発電量の割合	新エネルギービジョンの中間目標	5.2% (22年度)	17.3% (32年度)
12	清掃工場でのバイオマス発電効率	ごみ1tあたりの発電量	470kWh / t	安定維持

施策11 人にやさしい低炭素都市の実現

市域における温室効果ガス排出量の削減に取り組み、低炭素都市の実現と地球温暖化の防止に貢献します。

本市では、市民への啓発をはじめ、公共交通の利活用促進や省エネルギー活動に取り組んできました。

高知市地球温暖化対策地域推進実行計画に基づく省エネルギーの推進と、高知市新エネルギービジョンに基づくスマート・エネルギー利用の促進により、温室効果ガス排出量の削減と市域内の省エネルギーを推進し、人にやさしい低炭素都市*の実現を目指します。



取組方針

- ◆ 環境負荷低減のための啓発と取組を推進します。
- ◆ 環境に配慮した交通手段の利用を促進します。

主な取組

① 省エネルギーの推進

- 温室効果ガス排出量の削減を推進
- NPO*等が行うイベントに協力するなど、省エネルギーに関する啓発の推進
- 家庭や事業者における省エネルギー活動等、環境に配慮した取組の推進
- 市施設や市の事務事業における省エネルギー化等、環境負荷低減の取組の実施

② 環境負荷の少ない移動手段への転換

- 公共交通利用環境の整備・啓発活動等による公共交通の利用促進

③ 広域交通ネットワークの強化

- 国・県・関係市町村と連携し、高規格道路及び国・県道等の整備
- JR 高知駅等を活用した、総合交通ターミナルとしての機能強化

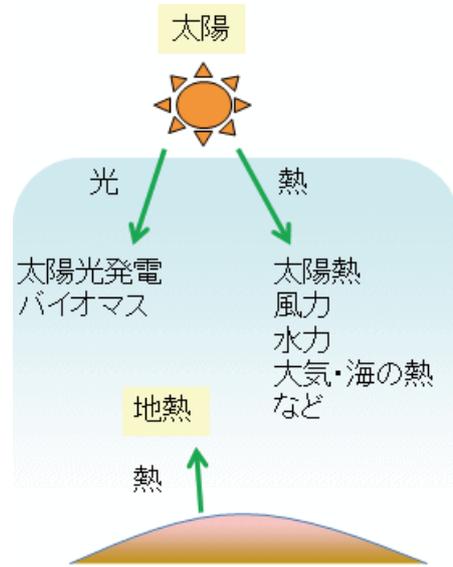
④ 交通安全対策の推進施策との連携

- 放置自転車に対する啓発・撤去等、歩行者等の通行の安全確保

施策12 新エネルギー活用の促進

温室効果ガス排出量を削減するとともに、原子力や化石燃料への依存度を減らすために、再生可能で環境負荷の少ない新たな自然エネルギーの導入を推進し、自立分散型スマート・エネルギー都市を目指します。

太陽光、小水力^{*}、バイオマス等、高知の自然条件に合致した新エネルギーの導入とともに、発電と熱利用の併用や、家庭・事業所単位のエネルギー管理システムの導入等を通じ、スマート・エネルギー利用を推進します。



取組方針

- ◆ 新エネルギーの導入では、分散型の地域資源である新エネルギーを、地域の活性化と防災機能の向上に活かします。
- ◆ エネルギー管理システムの導入等のスマート・エネルギー利用の推進とともに、ライフスタイルの転換を推進します。

主な取組

① 新エネルギー導入の推進

- 太陽光エネルギーの導入
- バイオマスエネルギーの導入
- 小水力エネルギーの導入
- メタンハイドレートの研究
- 企業立地型施策の推進，地域コミュニティ支援型施策の推進，公共施設等活用型施策の推進

② スマート・エネルギー利用の推進

- 革新的なエネルギー高度利用の促進
- スマート・エネルギー管理の推進
- 効率的・効果的な省エネルギーの推進
- 災害時に備えた太陽光発電・蓄電設備の整備導入の推進

政策 5

美しく快適なまちの形成

〈施策〉

13: みどり豊かな市街地づくり

14: 良好な景観の形成

〈数値目標〉

施策	指標	指標の説明	現状値 (24年度)	目標値 (34年度)
13	都市公園の住民 一人あたり敷地面積	都市公園の住民一人 あたり敷地面積 (条例に規定する標準)	7.8㎡	10㎡
	緑化率	市街化区域における緑 化済み面積の率 (「高 知市緑の基本計画」)	12.0% (H7年度)	30%

施策13 みどり豊かな市街地づくり

緑地や水辺空間は野生生物の生息空間であるとともに、人々に潤いや安らぎを与えてくれます。

また、それらは太陽熱を吸収し、気温の上昇を抑制するなどの役割も果たしています。

しかし、都市化の進展に伴い、野生生物の生息空間である市街地の貴重なみどりが減少しつつあります。

今後は、みどりの空間を拡充するため、都市公園の整備や街路・建築物の緑化等に取り組んでいくとともに、自然と共生を図るため、地域本来の植生や河川の生態系等の自然特性を活かした安全な親水空間の整備を行います。



札幌西公園

取組方針

- ◆ 公園や公共施設のみどりのストックを核とし、民有地、道路、河川等の緑化を連続させます。
- ◆ 親水空間の整備を推進します。

主な取組

① 都市緑化の推進

- 都市公園の整備の推進
- 既存都市公園施設の老朽化に対応した、安全性・利便性確保に向けた整備改良
- 市民参加による公園・公共空地・中心街幹線道路へ花の植栽活動

② 親水空間の形成

- 親しみと潤いのある水辺空間の形成

③ 道路緑化の推進

- 道路の緑化推進

施策14 良好な景観の形成

本市では、心安らぐ文化的で魅力ある街並みの創出、みどりや水辺等の自然を生かしたゆとりと潤いのある快適なまちづくりのために、さまざまな施策を実施してきました。

特に、高知城周辺では、「お城の見えるまちづくり」を進めており、高度地区及び景観形成重点地区並びに広告景観形成地区の指定を行ったり、美観風致の維持を図るなど、良好な景観の形成を促進しています。

今後も、こうした取組を継続しながら、より都市と自然が調和する街並みの形成に努めます。



路面電車

取組方針

- ◆ 都市と自然が調和する美しく特色ある街並みを形成します。
- ◆ 建築物や屋外広告物と周辺環境が調和する魅力ある景観づくりを推進します。
- ◆ 文化的地域の景観継承を図ります。
- ◆ 墓地の適正管理の推進を図ります。

主な取組

① 個性的で魅力のある景観の形成

- 景観形成重点地区での建築等について必要な指導・助言
- 大規模な建築物等の建築、修繕について色彩の規制
- 大規模な建築物の建築について敷地内緑地の誘導
- 官公庁地区、公園・文教地区等を対象とした建築物・広告物の制限

② 屋外広告物の規制誘導

- 屋外広告の日にあわせた違反広告物等一斉除去作業の実施
- 広告物等の表示・設置に関する知識習得のための講習会の開催

③ 良好な景観形成のための啓発の推進

- 良好な景観の形成に寄与している建築物等や地域活動の顕彰

④ バランスの取れた都市の形成

- 都市地域、自然地域それぞれの地域特性を活かすバランスの取れた適正な土地利用を進め、効率的で快適な生活空間を形成

⑤ 墓地等の整備

- 市有墓地の計画的な整備と適切な維持管理



かるぽーとからの風景



高知城

政策6

環境と調和した減災対策

〈施策〉

15: 災害対応力の強化

〈数値目標〉

施策	指標	指標の説明	現状値 (24年度)	目標値 (34年度)
15	災害用の簡易トイレの 配備率 (又は箇所数)	避難所における災害用 トイレの配備率 (又は箇所数)	11.1% (9か所)	100% (81か所)

施策15 災害対応力の強化

本市では、次の南海地震に備え、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針として、人命を守るための対策を最優先し、さまざまな防災対策を推進しています。

また、森林の荒廃等による新たな災害発生の危険性も高まっています。そのため、浸水や崖くずれ等の対策や、災害時における一時避難場所や広域的な防災拠点施設の早急な整備等が求められています。

今後は、被害の拡大を最小限に抑え、迅速な初動体制の整備や早期復旧・復興に向けた計画を検討し、環境への負荷を低減させる対策を進めるとともに、自然の脅威に学び、地域防災力を高める取組を行います。



消防訓練

取組方針

- ◆ 地震や風水害等の自然災害に備えて、被害の予防に努めます。
- ◆ 被災後の速やかな復旧を可能とする体制整備を進めます。

主な取組

① 災害に強い都市基盤の整備

- 地震・津波・長期浸水等の対策強化
- 雨水排水対策の強化
- 防災公園の整備

② 災害廃棄物の処理

- 「高知市災害廃棄物処理計画（仮称）」の策定
- 災害時のごみ等の収集・運搬・処理の事業者等との応援協定の締結
- 避難所への災害用トイレの配備

③ 地域防災力の強化

- 市民や職員、自主防災組織等を対象とした研修等の継続的实施



防災訓練

政策7

参加・協働・連携の推進

〈施策〉

16: 環境学習の推進

17: 情報共有の推進

18: 多様な主体との連携・交流

19: 広域行政の推進

〈数値目標〉

施策	指標	指標の説明	現状値 (24年度)	目標値 (34年度)
16	東部環境センター等の 見学団体数	東部環境センター，菖蒲谷プラスチック減容工場，三里最終処分場の年間見学団体数	27団体	30団体
	環境学習講座への 参加数	小学生を対象とした環境学習教室の年間総参加者数	1 小学校・3 クラス 90名	5 小学校・15クラス 450名
	栽培活動の実施率	幼稚園，小学校及び中学校で栽培活動を実施している割合	100%	100%
	食に関する体験学習等の 実施率	総合的な学習の時間等で食に関する体験学習を実施した学校の割合	小学校：74.4% 中学校：15.8%	小学校：100% 中学校：20%
	工石山青少年の家 宿泊利用者数	年間宿泊利用者数	3,756人	4,900人

施策16 環境学習の推進

自然と人の共生に向け、豊かな自然を守り、将来へと引き継いでいくためには、自然を理解し、環境について学習することが大切です。

本市では、鏡川自然環境学習会、里山での間伐等に親子で参加する自然体験学習及び清掃施設への見学対応等により、環境保全に関する意識の向上を図るとともに、人づくりにも取り組んでいます。



鏡川自然環境学習会

今後も、子どもから大人までが環境問題に関心を持ち、正しく理解ができるよう、環境学習や自然体験の機会の提供に取り組めます。

取組方針

- ◆ 関係機関と連携して環境教育や環境学習を推進します。
- ◆ 環境情報等の広報・啓発を実施します。
- ◆ 自然に触れることができる空間づくりを推進します。
- ◆ 地域で産する食材を活用し、市民が自然の良さを知る機会の拡大を図ります。
- ◆ 自然と文化を守り育てる気運の醸成を図ります。

主な取組

① 子どもの発達段階に応じた環境学習の推進

- 自然保護、水質、大気、土壌、環境ホルモン^{*}等に関する環境教育の実施
- ホタルの観察学習会、水生生物観察会、環境出前講座、鏡川アユ産卵場整備事業等

② 生涯学習としての環境教育の実施

- 清掃工場、東部環境センター等への施設見学への対応
- 環境学習情報を提供するオープンスペースの設置
- 鏡川水辺空間を保全し、河川環境の再生を図るための市民啓発事業

③ 環境情報等の広報・啓発

- 省エネルギーや再生可能エネルギー等に関する広報や啓発
- 森や地域のシンボルとなっている樹木の保護を通じた環境意識の啓発
- 愛がん飼養目的の野生鳥獣の飼養の許可

④ 水や生き物に触れ合える空間づくり

- グラウンドワーク推進事業等地域の環境保全活動への支援
- 新鏡川清流保全基本計画に基づく河川の環境保全活動の実施及び支援
- 里山保全地区の指定と保全活動に対する支援

⑤ 食を通じた自然の理解

- 総合的な学習の時間等での栽培・収穫体験の実施
- 地場産品を取り入れた生きた教材としての学校給食の実施
- 食をとりまく環境への理解や、学校における栽培活動等の実施

⑥ 工石山青少年の家を活用した自然体験学習の推進

- 各種体験活動の実施
- 各種団体・機関と連携した自主事業や共催事業等
- 特色を活かしたプログラムの開発と充実
- 施設設備の適切な維持管理による利用者の生活・研修環境の整備



親子見学バスツアー（葛蒲谷プラスチック減容工場）

施策17 情報共有の推進

環境保全活動への市民参加を推進するためには、行政が持つ情報を広く公開し、市民がその情報を簡単に入手し、利活用できることが必要です。

今後は、環境に関する情報について、市民の関心の把握に努め、求める情報を効果的・効率的に伝えるための広報の充実を図ります。



取組方針

- ◆ 広報紙やホームページ等を活用した積極的な情報提供に努めます。
- ◆ 市民から寄せられるさまざまな相談や、ダイレクトアタック制度*によって寄せられる意見等に対して適正に対応し、広聴機会の充実を図ります。

主な取組

① 情報公開の推進

- 「行政情報公開条例」に基づいた適切な情報公開事務の推進

② 広報・広聴*の拡充

- 高知市広報紙「あかるいまち」の発行
- ダイレクトアタック制度等の多様な手段を活用した広聴の実施
- 「高知市環境白書」、「清掃事業概要」等による環境情報の提供

施策18 多様な主体との連携・交流

効果的な行政運営を進めていくために、市民、事業者、教育・研究機関との連携・交流は欠かせません。

本市では、地域と行政が互いに助け合い、支えあう活動を継続・発展させるため、地域コミュニティの再構築に取り組んでいます。

今後は、多様な主体との連携交流による効果的・効率的な取組を進めることで、環境保全活動の推進につなげていく取組を進めます。

取組方針

- ◆ 産学官民の連携・交流を推進します。
- ◆ 市民のマンパワーや事業者のノウハウを活かした取組による地域の活性化や新産業の創出を図ります。

主な取組

① 産学官民連携の推進

- 大学等との情報交換・連携の促進

② 地域コミュニティの活性化

- 地域との協働による取組を推進し、地域活動や市民活動の担い手の人材育成
- 各種市民組織・団体との連携と活動の活性化

③ NPO・ボランティア活動の推進

- NPO・ボランティア活動等、公益性のある市民活動への支援
- 市民やNPO、事業者、市が連携する環境保全活動への支援

施策19 広域行政の推進

本市は県全体の4割を超える人口を有する県都であり、県域の自立と発展を支え、牽引する都市としての役目を果たしていく必要があります。

また、地方分権や市町村合併が進展するとともに、国・県・市町村の役割分担が見直されつつあります。

今後は、国・県との連携をはじめ、地域の枠を超えた行政間の連携と交流がますます重要となり、これまでの広域行政の枠組みや役割の見直しも含め、活力ある圏域づくりに向けて取組を進めます。



取組方針

- ◆ 国・県との連携をはじめ、周辺市町村との連携・交流を促進します。
- ◆ 特色ある地域資源を有効に活用し、魅力と活力ある圏域づくりに努めます。
- ◆ 定住自立圏構想による高知中央広域定住自立圏共生ビジョン^{*}に掲げた施策を推進します。

主な取組

① 国・県との連携

- 県・市の共通懸案課題等について協議・調整を行う県市連携会議の開催
- 国への要望活動，地域主権への取組

② 地域を越えた行政間の連携・交流の促進

- 「仁淀川流域交流会議」での流域7市町村（高知市・土佐市・いの町・日高村・佐川町・越知町・仁淀川町）と連携した，広域河川環境保全活動等
- 周辺市町村との連携・交流及び活性化

③ 高知中央広域定住自立圏共生ビジョンの推進

- 周辺3市（南国市・香南市・香美市）と形成する圏域の魅力向上
- 「高知中央広域定住自立圏共生ビジョン」に係る，登載事業進行管理及びビジョンの見直し

第6章 計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理

1 計画の推進体制

(1) 市、市民、事業者、教育・研究機関の役割

本計画を推進するためには、市、市民、事業者、教育・研究機関が環境負荷低減に向けて、それぞれの責務を認識し、相互に協働して取組を進めることが大切です。

そのため、以下のとおり、各主体の役割について示すこととします。

① 市の役割

本市の環境保全と創造を担うため、本計画に掲げる取組を総合的・計画的に実施し、市民、事業者、教育・研究機関と交流・連携して取り組みます。

また、広域的な取組を必要とするものは、周辺市町村や県、国等他の行政機関や各種団体と連携していきます。

加えて、市民、事業者等への必要な情報提供や、自主的な環境保全活動に対して支援していきます。

② 市民の役割

市民一人一人が日常生活で環境に与える影響を認識し、日頃から環境保全に心がけます。

また、環境負荷低減のため、環境問題に対する理解を深めるとともに、行政の環境施策にも協力し、市や事業者と協働して環境保全に取り組みます。

③ 事業者の役割

事業者は、事業活動が環境に与える影響を認識し、環境保全のために必要な措置を講じ、環境負荷低減に努めます。

また、市が実施する環境施策に協力したり、地域貢献活動等を通じ、市、市民と協働して環境保全に取り組みます。

④ 教育・研究機関の役割

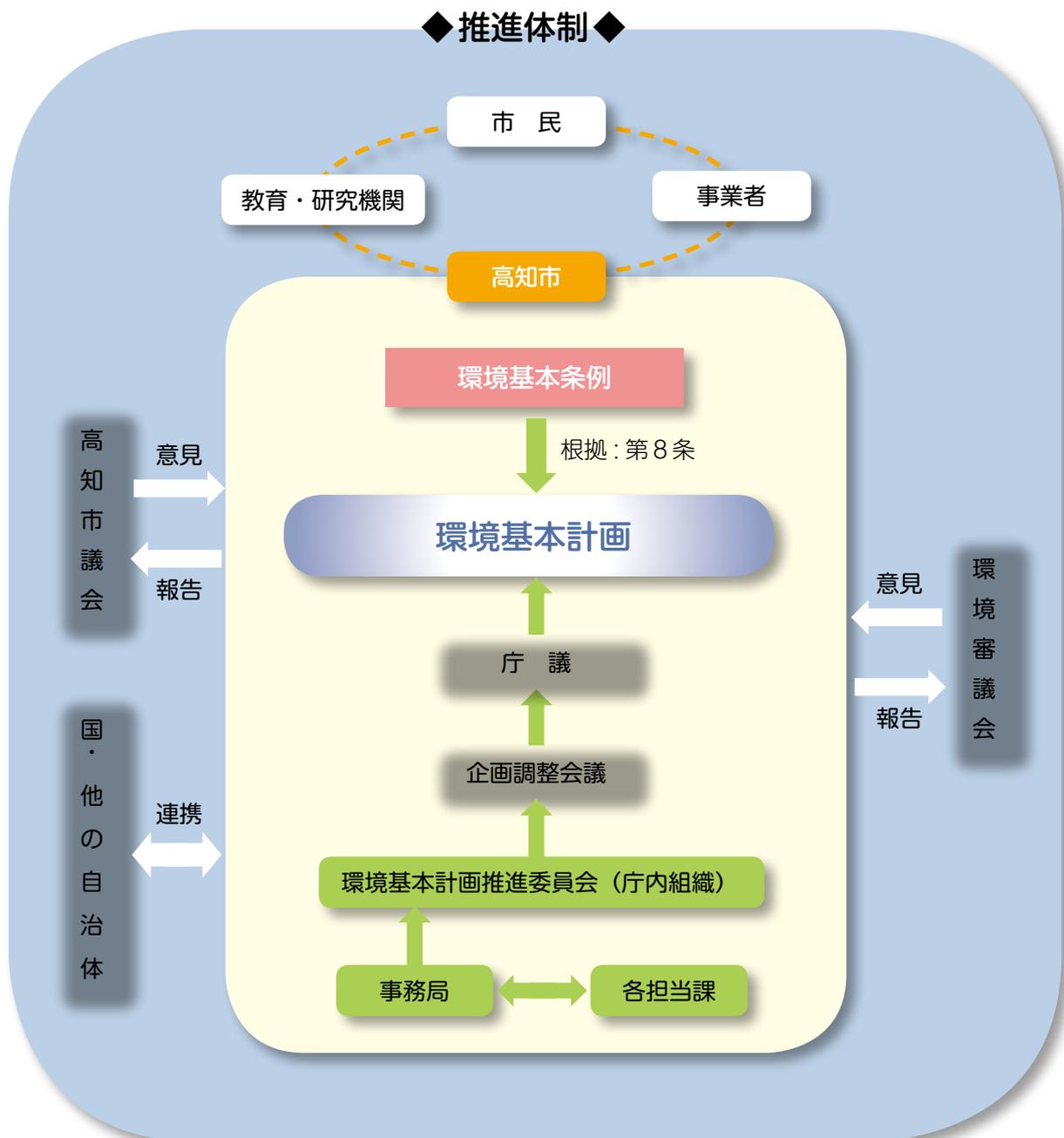
教育・研究機関は、専門的な知識と経験を生かし、環境保全活動と人材の確保を行います。

それぞれの組織において情報の提供や人材の育成を行うとともに、他の組織とも連携して、より効果的な環境保全に取り組みます。

(2) 推進体制

本市では、本計画をさまざまな部局が連携して推進するため、庁内組織である「高知市環境基本計画推進委員会」を設置し、施策を総合的かつ計画的に取り組んでいきます。

高知市環境審議会は、専門的な見地から計画の進捗状況を審議・評価し、意見や提言を行います。



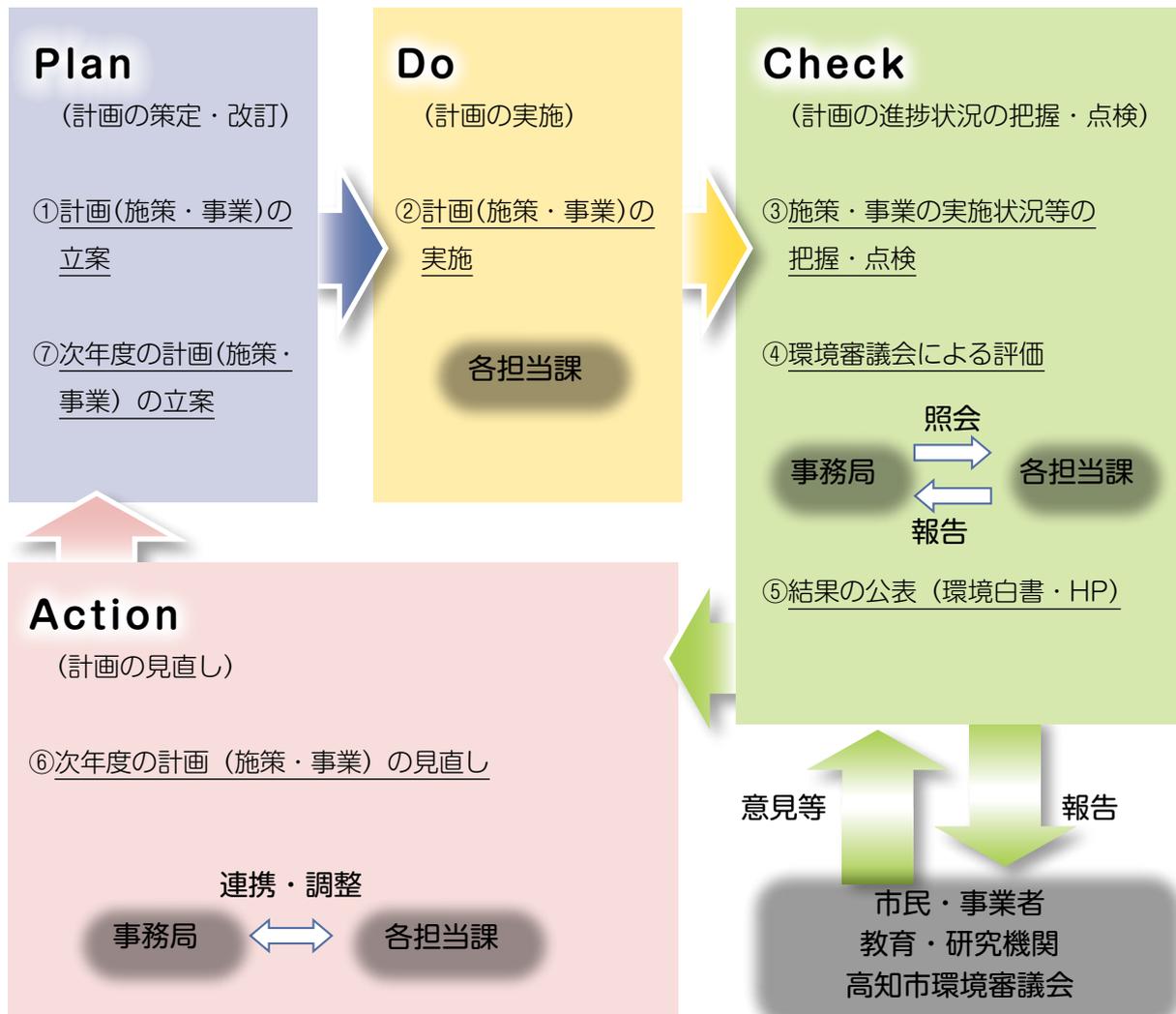
2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、市、市民、事業者、教育・研究機関の各主体の協力によって行われます。

本計画を推進し、効果的な進行管理を行うため、PDCA サイクルに基づき、取組の継続的な改善と推進を行います。

また、その評価は、高知市総合計画の実施計画にあわせて行うこととします。

◆環境基本計画推進サイクル◆



資料編

- 資料1 施策の数値目標一覧
- 資料2 高知市の概況等
- 資料3 高知市環境基本条例
- 資料4 高知市環境審議会規則
- 資料5 高知市環境基本計画推進委員会設置要綱
- 資料6 環境審議会委員名簿
- 資料7 第二次環境基本計画策定の経緯
- 資料8 アンケート概要
- 資料9 用語解説

資料1 施策の数値目標一覧

各施策に対する目標値等については、次の表のとおりです。

施策	指標	指標の説明	現状値 (24年度)	目標値 (34年度)
01	希少動物等の繁殖成功率	アニマルランドで飼育する希少動物40種のうち、繁殖に成功した種の割合	45.0%	順次拡大
	野生生物保護等環境教育のための参加者数	アニマルランドにおける動物セミナー、講演会、出前授業等の年間総参加者数	1,144人	順次拡大
02	間伐実施面積	市域内で実施する年間間伐面積	88.2ha / 年	250ha / 年
04	ユズの生産面積及びユズ酢生産量	高知市の中山間地域での生産面積及び年間生産量	生産面積：58ha	生産面積：62ha
			生産量：898t / 年	生産量：1000t / 年
05	アユ生息数	鏡川水系に生息する天然アユと放流アユの生息数	天然：38.1万尾 放流：15.1万尾	天然遡上：100万尾
	浦戸湾・七河川一斉清掃で集められるごみ量	市民の美化意識の高揚を図り、河川に廃棄されるごみの減少を目指すもの	111 t	90 t
06	水質汚濁防止法による水質測定回数	法による有害項目測定年間回数	1回	6回
07	浄化槽の市内設置基数及び所在等の把握率	浄化槽管理システムの構築による浄化槽の設置基数、所在等の確定	77.0% (H22年度)	95%
	下水道の普及率	市内全人口に対する下水道処理区域内人口の割合	55.8%	62.8%
09	ごみの排出量	市民一人1日あたりのごみ排出量(資源となるものを除く)	909g	862g
	ごみの再資源化率	ごみの総排出量に対する再資源化量の率	19.7%	22%

施策	指標	指標の説明	現状値 (24年度)	目標値 (34年度)
10	三里最終処分埋立残容量	毎年の廃棄物の埋立量を極力少なくすることで延命化を図る	130,296㎡	91,700㎡
11	高知市の電力消費量に対する新エネルギー等発電量の割合	新エネルギービジョンの中間目標	5.2% (22年度)	17.3% (32年度)
12	清掃工場でのバイオマス発電効率	ごみ1tあたりの発電量	470kWh / t	安定維持
13	都市公園の住民一人あたり敷地面積	都市公園の住民一人あたり敷地面積(条例に規定する標準)	7.8㎡	10㎡
	緑化率	市街化区域における緑化済み面積の率(「高知市緑の基本計画」)	12.0% (H7年度)	30%
15	災害用の簡易トイレの配備率(又は箇所数)	避難所における災害用トイレの配備率(又は箇所数)	11.1% (9か所)	100% (81か所)
16	東部環境センター等の見学団体数	東部環境センター, 菖蒲谷プラスチック減容工場, 三里最終処分場の年間見学団体数	27団体	30団体
	環境学習講座への参加数	小学生を対象とした環境学習教室の年間総参加者数	1小学校・3クラス 90名	5小学校・15クラス 450名
	栽培活動の実施率	幼稚園, 小学校及び中学校で栽培活動を実施している割合	100%	100%
	食に関する体験学習等の実施率	総合的な学習の時間等で食に関する体験学習を実施した学校の割合	小学校:74.4% 中学校:15.8%	小学校:100% 中学校:20%
	工石山青少年の家宿泊利用者数	年間宿泊利用者数	3,756人	4,900人

資料2 高知市の概況等

(1) 地勢

【四国南部のほぼ中央、地球33番地を有する場所】

高知市は、四国南部のほぼ中央に位置しており、平成17年1月の鏡村、土佐山村、平成20年1月の春野町との合併により、市域面積は309.22km²となり、合併前の面積144.95km²のほぼ倍となりました。

市の北方には急峻な四国山地があり、北部の中山間地域は標高1,176mの工石山を有し、平成の名水百選に選定された清流・鏡川の源流域があります。

南は浦戸湾を経て土佐湾に面し、東西に広がる海岸線から黒潮が流れる雄大な太平洋を一望できる地理的条件にあります。

中央の平野部は沖積平野で、標高が低く、特に河口付近には約7km²にわたって海拔ゼロメートル地帯が広がっています。

また、市内には東経133度33分33秒、北緯33度33分33秒と、「3」が並ぶ「地球33番地」があります。

◆高知市の位置◆



(2) 気候

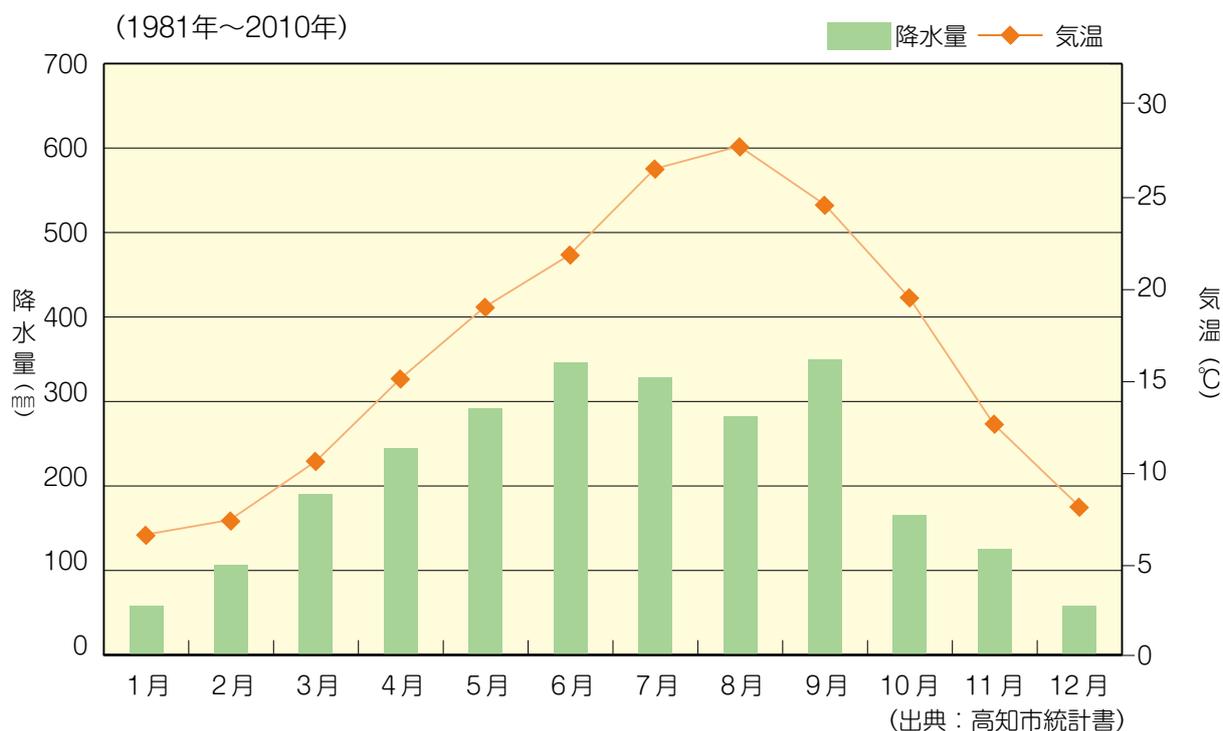
【温暖で降水量が多く、日照時間が長い】

本市は、年間を通じて降水量が多く、特に夏から秋にかけては台風の進路にあたることから、3,000mm を超す年もあります。

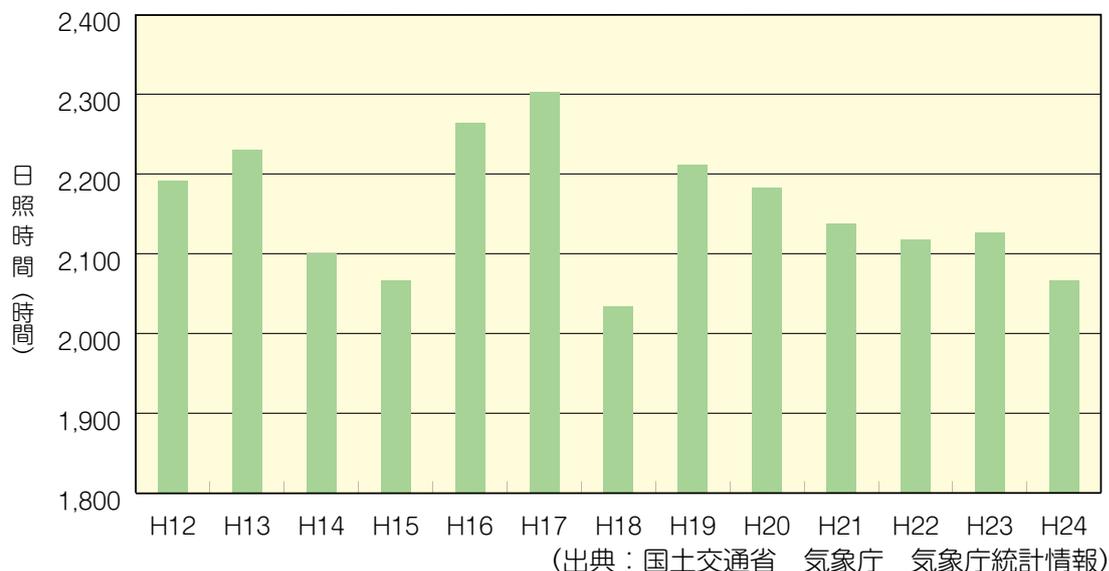
また、年間2,000時間を超える日照時間は、都道府県庁所在地の中で上位に位置しています。

年平均気温については、都道府県庁所在地の平均値と比較して1～2度ほど高く、総じて温暖な地域です。

◆月間平均気温と月間平均降水量◆



◆年間日照時間の推移◆



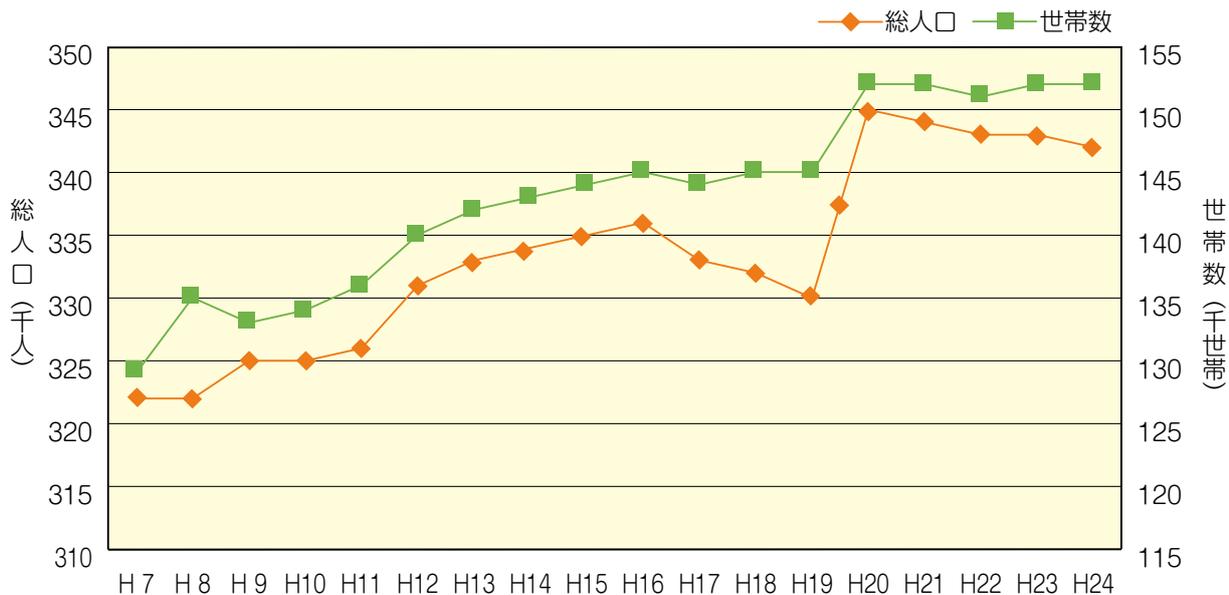
(3) 人口

【少子高齢化が急速に進み、人口もゆるやかに減少】

本市の総人口は、春野町が合併した2008(平成20)年にピークを迎え、344,653人となりました。しかし、それ以降は、ゆるやかな減少傾向にあります。

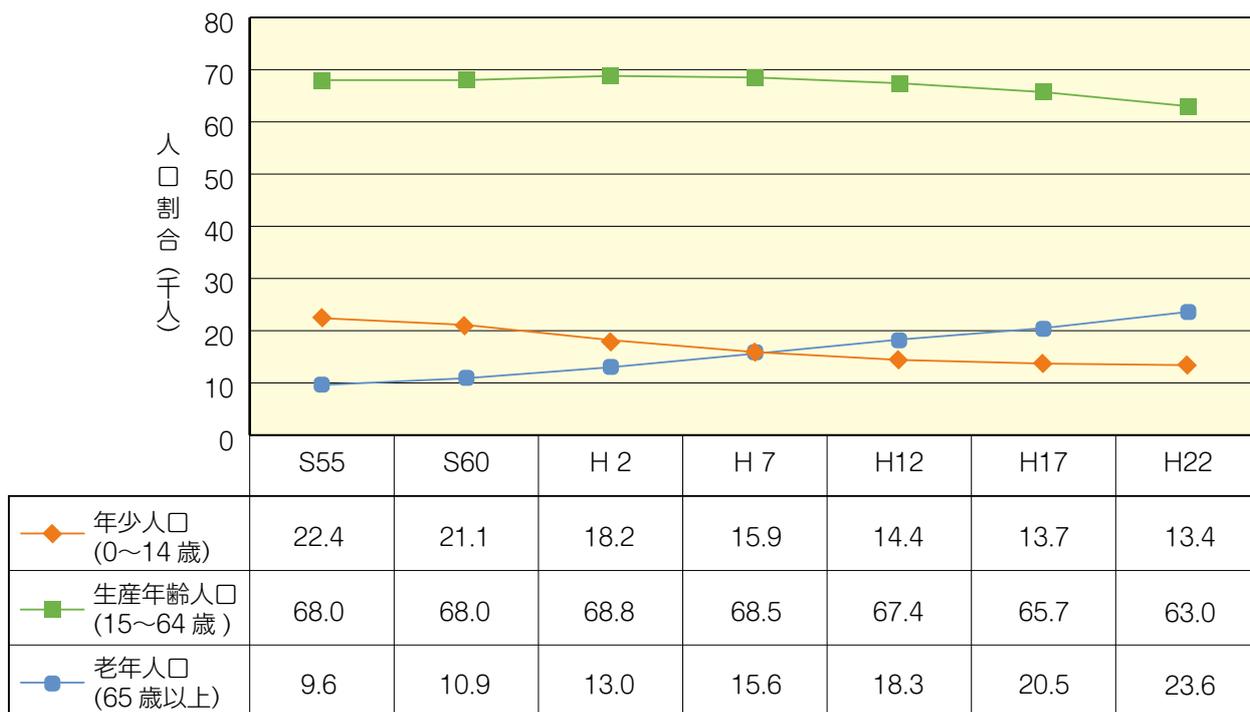
年齢別構成人口を見ると、1995(平成7)年を境に老年人口が年少人口を上回り、生産年齢人口も減少傾向にあります。

◆総人口の推移◆



(出典：国勢調査・推計人口)

◆年齢別 (3区分) 人口の推移◆



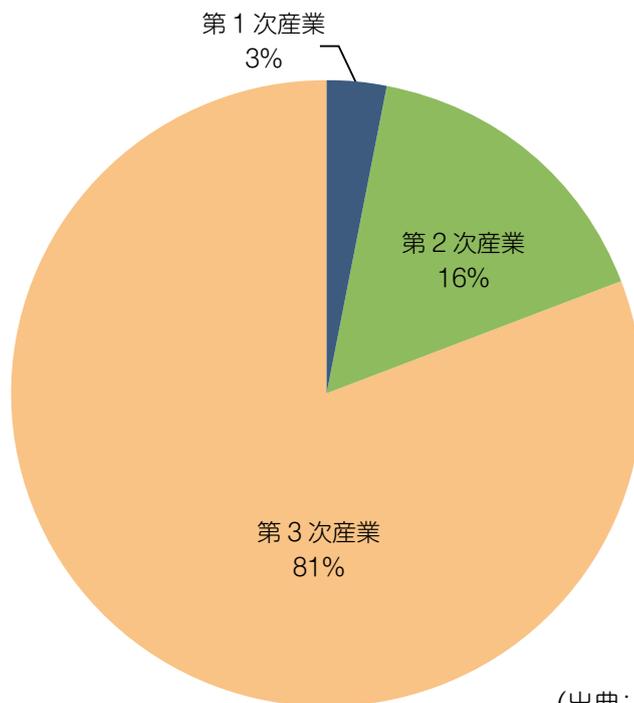
(出典：国勢調査)

(4) 産業

【第3次産業が就業人口の約81%を占め、産業全体の生産額は減少傾向】

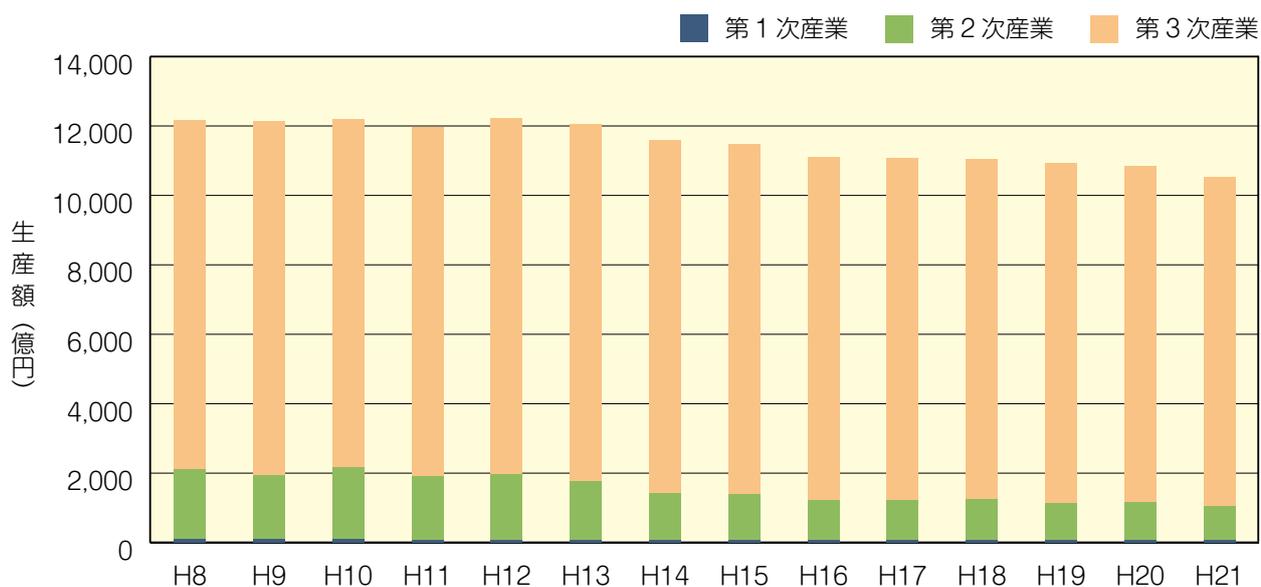
本市の産業別の総生産額の構成割合は第3次産業が最も高く全体の9割を占めており、産業別就業人口割合も第3次産業が81%と突出しています。

◆産業別就業人口割合◆



(出典：国勢調査平成22年度版)

◆産業別生産額◆



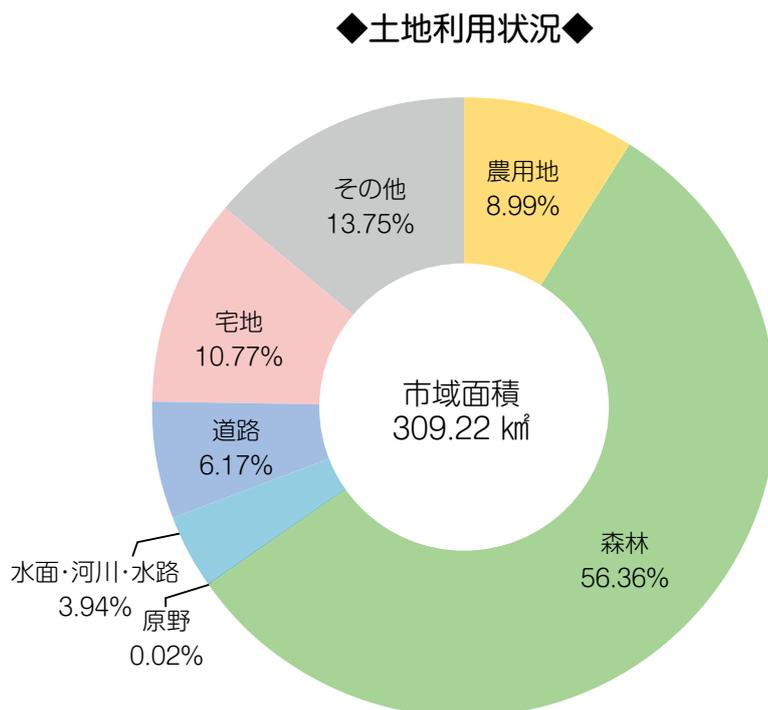
(出典：市町村経済統計書)

※輸入税，その他，帰属利子を除く。

(5) 土地利用

【森林が約56%を占める自然豊かな土地】

本市の面積は309.22km²で、このうち森林面積が174.27km²と市域面積の56.36%を占めており、続いて宅地が10.77%、農用地が8.99%と都市的土地利用が少なく、自然的土地利用が多いことがわかります。



(出典：高知県 土地利用状況把握調査(平成18年))
※旧高知市・旧鏡村・旧土佐山村・旧春野町の合計値です。

資料3 高知市環境基本条例

(平成9年4月1日条例第18号)

改正 平成11年4月1日条例第13号

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 環境の保全及び創造に関する施策の策定等に係る指針（第7条）
- 第3章 高知市環境基本計画（第8条）
- 第4章 環境の保全及び創造に関する施策等（第9条－第26条）
- 第5章 地球環境の保全の推進等（第27条）
- 第6章 高知市環境審議会（第28条）
- 附則

前文

私たちのまち高知市は、みどりあふれる山並み、きらめく海、市街地には清流が流れるという恵まれた自然環境の中で、先人の築いた歴史的、文化的遺産を継承しつつ、市民の英知と活力により、県都として今日まで発展を続けてきた。

しかし、その発展を支えてきた都市の活動は、一方で大量の資源やエネルギーを消費し、この都市の環境に多大な影響を与え、さらには私たちの生活そのものを脅かす要因をも生み出している。

また、今日の環境問題は、一部の地域の問題にとどまらず、地球規模の広がりを見せ、ますます複雑、多様化してきており、良好な環境の保全と創造は、世界の人々の共通の願いとなっている。

こうした中で、環境を守ることの大切さを学び、より一層これを自覚するとともに、公害の未然防止、自然環境や都市環境の保全、向上等に努めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会をつくりあげていくことが、いま強く求められている。

私たちは、健全で恵み豊かな環境の下に、安心して生活ができ、健康で文化的な暮らしを営む権利を有するとともに、この環境を守り、より質の高いものとして未来の市民に引き継いでいく責務がある。ここに私たちは、市民の総意として、人と自然が共生できる恵み豊かな環境を保全し、創造するとともに、潤いと安らぎのある安全で魅力的なまちづくりを進めるために、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることに

より、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。))及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の安全かつ健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを認識し、より質の高いものとして、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての事業活動及び日常生活における環境への十分な配慮その他の自主的かつ積極的な取組の下、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関し、地域の特性に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たり、広域的な取組を必要とする場合には、国及び他の地方公共団体その他関係機関と協力して行うように努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるとともに、環境の保全上の支障を防止するため、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、地域社会の一員として、地域の環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の策定等に係る指針

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本指針に基づき、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、地域の歴史的、文化的特性を生かした快適環境が保全及び創造されること。

第3章 高知市環境基本計画

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、高知市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映するように努めるとともに、あらかじめ、高知市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第4章 環境の保全及び創造に関する施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について十分配慮しなければならない。

(高知市環境白書)

第10条 市長は、市民に対し、環境の状況並びに市の環境の保全及び創造に関して講じた施策の実施状況等を明らかにするため、高知市環境白書を定期的に作成し、公表しなければならない。

(環境影響評価)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、公害を防止するために、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関

し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(助成等の措置)

第13条 市は、事業者又は市民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造に関する適切な措置をとることとなるように誘導するため、必要な経済的助成、技術的助言等の措置を講ずるように努めるものとする。

(施設の整備の推進)

第14条 市は、廃棄物及び下水の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設並びに公園、緑地等の人と自然との豊かな触れ合いを確保するための施設の整備を推進するものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量、エネルギーの有効利用、資源の循環的な利用等が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、下水処理水の再利用、雨水の利用その他の水の有効利用及び循環的な利用に資するための事業の促進に努めるものとする。

(森林及び緑地の保全等)

第16条 市は、人と自然が触れ合い、みどりに親しむ恵み豊かな市域の形成を図るため、森林及び緑地の保全、緑化の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(田園環境の保全等)

第17条 市は、農業生産と生活環境とが調和した豊かな田園環境を保全及び創造するため、農地の有効利用、農村の生活環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(良好な水環境の保全等)

第18条 市は、市民生活に潤いと安らぎを与え、さまざまな水生生物を育む清流や水辺の環境を保全及び創造するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、良好な水源及び地下水の保全等を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(美しい海及び渚の保全)

第19条 市は、市民の憩いの場であり、漁業及び観光産業等において重要な役割を果たしている美しい海及び渚を保全するため、必要な措置を講ずるものとする。

(都市美の形成)

第20条 市は、自然に調和した地域の美観の維持、歴史的遺産の保存と活用、文化的で魅力ある街並みの創造、みどり豊かなまちづくり等を推進し、都市美の形成を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境美化の促進等)

第21条 市は、環境美化の促進及び美観の保護等を図るため、ごみの投棄及び散乱の防止並びに自転車等の放置の規制等について、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び学習の振興等)

第22条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、環境への負荷の低減に資する活動が促進されるように、環境に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第23条 市は、市民、事業者又はこれらの者で構成する団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する自発的な活動が促進されるように、指導、助言そ

の他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第24条 市は、第22条の環境教育及び学習の振興並びに前条の市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査等)

第25条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査を行うとともに、そのために必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

(環境監視員の設置)

第26条 市は、環境の状況を把握するために、環境監視員を置くことができる。

2 環境監視員の設置に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 地球環境の保全の推進等

第27条 市は、地球環境の保全に資する施策の推進に努めるとともに、国等と連携し、地球環境の保全に関する情報の収集及び提供、人材の育成等により、地球環境の保全に関する地域からの国際協力の推進に努めるものとする。

第6章 高知市環境審議会

第28条 この条例により、その権限に属する事項を審議するほか、市長の諮問に応じて環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、高知市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。

4 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

5 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者及び市民

(2) 関係行政機関の職員

(3) その他市長が適当と認める者

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 特別委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

8 委員及び特別委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に定めるもののほか審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定中高知市公害防止条例(昭和50年条例第28号)第32条の改正規定は、平成9年10月1日から施行する。

(高知市公害防止条例の一部改正)

2 高知市公害防止条例の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この条例において「公害」とは、高知市環境基本条例(平成9年条例第18号)第2条第2号に規定する公害をいう。

第32条を次のように改める。

第32条 削除

附 則 (平成11年4月1日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成11年5月2日から施行する。ただし、第28条第3項の改正規定は、平成12年3月10日から施行する。

(経過措置)

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。)の施行の際現に高知市環境審議会の委員(以下「委員」という。)である者(この条例による改正前の高知市環境基本条例第28条第5項第3号に該当して委員の委嘱を受けている者及び委員に任命されている市職員を除く。)は、この条例による改正後の高知市環境基本条例第28条第5項の規定に基づき委嘱されたものとみなす。ただし、その任期は、この条例の施行における委員としての残任期間に相当する期間とする。

資料 4 高知市環境審議会規則

(平成9年4月1日規則第25号)

改正 平成10年4月1日規則第75号 平成12年4月1日規則第52号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知市環境基本条例(平成9年条例第18号)第28条第9項の規定に基づき、高知市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関係ある特別委員のそれぞれ過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係ある特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(委任)

第5条 この規則で定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年4月1日規則第75号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の規則の規定による様式は、改正後の規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則 (平成12年4月1日規則第52号)抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

資料5 高知市環境基本計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 高知市環境基本計画に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、高知市環境基本計画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 高知市環境基本計画の推進及び変更に関する事項
- (2) その他環境の保全及び創造に関し、特に必要があると認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもってこれに充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員が会議に出席できないときは、あらかじめ委員が指名する者が会議に代理出席するものとする。

(専門部会)

第5条 委員会は、委員会の会議に付すべき事案を検討し、及び調整するため、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、委員(委員長が指名するものに限る。)が推薦する当該委員の属する課の職員(以下「部会員」という。)をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、委員長が部会員のうちから指名する。

4 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。

5 部会長は、会務を掌理し、部会を代表する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(資料の提供その他の協力等)

第6条 委員会及び部会は、必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成12年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

- 附 則
この要綱は、平成14年6月1日から施行し、平成14年4月1日から適用する。
- 附 則
この要綱は、平成15年5月20日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
- 附 則
この要綱は、平成19年3月5日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成24年7月12日から施行する。

別表

委員長	環境部副部長	
副委員長	環境部	環境政策課長
委員	総務部	総合政策課長
	市民協働部	地域コミュニティ推進課長 交通政策課長
	環境部	新エネルギー推進課長 環境保全課長 みどり課長
	農林水産部	農林水産課長 鏡地域振興課長 土佐山地域振興課長 春野地域振興課長
	都市建設部	都市計画課長 河川水路課長
	水道局	企画課長
	教育委員会	学校教育課長 生涯学習課長

資料 6 高知市環境審議会委員名簿

会長	川田 勲	高知大学名誉教授
副会長	小川 雅弘 (木村 祐二)	土佐経済同友会代表幹事 (前 土佐経済同友会代表幹事)
委員	石川 妙子	特定非営利活動法人環境の社こうち副理事長
	板原 正伸	高知市緑政審議会会長
	鎌田 良耀	高知市町内会連合会会長
	川澤 敏一	元春野町議会議員
	杉本 明	高知県林業振興・環境部副部長
	高橋 英雄	高知市森林組合代表理事組合長
	高村 禎二	高知エコデザイン協議会会長
	永野 正展	高知工科大学地域連携機構特任教授
	西島 芳子	高知市景観審議会会長
	堀 洋子	高知県建築士会女性部会幹事
	増尾 慶裕	高知大学教育学部教授
水口 俊智	高知市廃棄物処理運営審議会会長	
山本 吾一	高知商工会議所副会頭	

資料 7 第二次高知市環境基本計画策定の経緯

平成24年	2月 8日	環境審議会
平成24年	6月 8日	環境に関する市民・事業者アンケート調査実施
	～7月 13日	
平成24年	8月 20日	環境基本計画推進委員会
平成24年	8月 29日	環境審議会
平成24年	10月 30日	環境基本計画推進委員会
平成24年	11月 14日	環境審議会
平成25年	2月 6日	環境基本計画推進委員会
平成25年	2月 20日	環境審議会
平成25年	5月 7日	パブリック・コメント実施
	～5月 31日	
平成25年	7月 11日	環境審議会

資料 8 アンケート概要

第二次高知市環境基本計画を策定するにあたり、市域の環境の現状や課題、市民・事業者の環境への取組状況を把握するために、アンケートを実施しました。

	市民	事業者
調査期間	平成24年6月8日～7月13日	平成24年6月8日～7月13日
調査対象	高知市内に居住している20歳以上の市民2,500名	高知市内で事業を営む事業者400社
調査方法	無作為抽出	無作為抽出
回収数	880名	243社
回収率	35.0%	60.8%

※アンケート結果は「市民／事業者アンケート調査結果」にまとめています。いただいたご意見は、今後の取組に反映させていただきます。

資料9 用語解説

ア行

浦戸湾・七河川一斉清掃

高知市の「美しいまちづくり」の一環として、1989(平成元)年、市制施行100周年記念事業として開始されて以来、各河川の愛護団体や市民団体の協力によって、浦戸湾と市内を流れる七河川の一斉清掃を毎年7月に実施しています。毎年約1万人の市民の方々が参加しており、年々海や河川の浄化に対する意識が高まっています。

ECO農業

有機農業等を含む環境保全型農業。生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて、化学肥料や農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のことです。農薬や化学肥料の使用量を減らし堆肥による土づくりを行うなど、環境に配慮した農業のことをいいます。

NPO

「NPO」とは「Non Profit Organization」の略語で、営利を目的とせず継続的、自発的に公益的な市民活動を行う民間団体の総称です。このうち、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づく法人格を取得した「特定非営利活動法人」を「NPO法人」といいます。

温室効果ガス

大気中にあり、太陽からの熱を封じ込め、地球の温度を上げると考えられる働きがあるガスのことです。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン等、6種類の物質が規定されています。

カ行

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水(台所、風呂、洗濯等に使用した水)を戸別にまとめて処理する浄化槽のことです。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果があります。

環境基準

環境基本法に基づいて、大気汚染・水質汚

濁・騒音等から人の健康を守り、生活環境を保全するために設けられた環境上の基準のことです。

環境ホルモン

生体内にとりこまれると、ホルモンに似た働きをする化学物質の総称のことです。例としてダイオキシン等が挙げられます。

協働

市民と市がパートナーシップに基づき、同一の公共的な目的のために役割を分担し、共に協力して活動することをいいます。

空間放射線量率

空間に存在する放射線の単位時間あたりの量のことです。サーベイメーターやモニタリングポストによって測定されます。単位はナノグレイ毎時(nGy/h)またはマイクロシーベルト毎時(μ Sv/h)。放射性物質の漏出等の異常が発生していないか監視するために、原子力施設の周辺で常時測定されています。

グラウンドワーク

イギリスで1980年代初めに始まり、その後、各地に広まった活動で、地域を構成する住民・企業・行政の各主体がパートナーシップを組んで行う環境改善活動です。

減災

地震等の大規模な自然災害が発生した際、発生しうる被害を最小限に食い止めるための取組のことをいいます。「減災」のためには、地方公共団体や市民等が一体となって取組を進めることが重要です。

光化学オキシダント

工場・自動車等から大気中に排出された窒素酸化物や炭化水素等の一次汚染物質が、太陽光線に含まれる強い紫外線を受けて光化学反応を起こし生成する、オゾンを主成分として、アルデヒド類等、酸化性物質の混合物となります。これらを総称してオキシダントと呼びます。これらの物質からできたスモッグが光化学スモッグであり、日差しが強く、気温が高く、風の弱い日中に発生しやすく、粘膜への刺激、呼吸器への影響等、人に対する影響のほか、農作物等の植物に影響を与えます。日本の大気環境基準は、1時間値が

0.06ppm 以下となっています。0.12ppm (1時間値)が継続すると認められる場合には、光化学スモッグ注意報が発令されます。

耕作放棄地

農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地のことです。なお、これに対して、調査日以前1年以上作付けしなかったが、今後数年の間に再び耕作する意思のある土地は不作付け地と言われ、経営耕地に含まれます。

高知県J-VER制度

環境省の制度(J-VER制度)に準じて、温室効果ガス排出削減・吸収量をクレジットとして認証・発行する県の制度で、J-VER制度に整合していると認められる場合に「都道府県J-VERプログラム」として認証される制度に基づき、環境省の認証を受けています。

高知市地球温暖化対策地域推進実行計画(区域施策編)

「持続可能な循環型社会」の形成に向け「環境維新・高知市」を旗印として、市民、NPO、産業界等と協働し、市域における「温室効果ガス削減」をはじめとする地球環境保全に向けての取組を進めるものです。

高知市都市計画マスタープラン

都市計画法第18条の2に規定されるもので、高知市が総合計画等の上位計画に即し、住民の意見を反映しながら地域の特性に配慮し、長期的、総合的な視点から都市の将来イメージとそこに至る道筋を描いた、高知市の都市計画に関する基本的な方針です。

高知中央広域定住自立圏共生ビジョン

圏域の将来像の実現に向けて、定住自立圏の形成に関する協定に基づき、中心市である高知市と周辺市である南国市・香南市・香美市が連携して推進する具体的な取組を示すことを目的として、民間や地域の関係者で構成する「定住自立圏共生ビジョン懇談会」における検討を経て、周辺3市と関連する部分の協議を行い中心市が策定し公表するものです。

広報・広聴

広報は、市の取組を市民の皆さんに広く知っていただくための情報提供活動のことです。広聴とは、市政に対する要望、苦情、意

見等を広くお聴きし、市政に反映させていくための取組です。

コンバインドサイクル

ガスタービンの排気からの回収熱で発生した蒸気を用いて蒸気タービンを駆動することにより、熱効率を高めたサイクルのことです。

サ行

再生可能エネルギー

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーのことです。新エネルギー(中小水力・地熱・太陽光・太陽熱・風力・雪氷熱・温度差・バイオマス等)、大規模水力及び波力・海洋温度差熱等のエネルギーをさします。温室効果ガスを排出することなくエネルギーを得られるため、地球温暖化対策の一つとしても重要視されています。

一般財団法人夢産地とさやま開発公社

良質たい肥の製造による土づくりとともに、中山間地域における四方竹等の特産品や有機・無農薬農産物の生産及びこれら加工品の製造、流通、販売を行うとともにそれらのしくみや成果を地域へ普及・還元し地域の振興をめざす団体で、土佐山地域での交流・定住人口拡大等の事業にも取り組んでいます。

里山

人里と奥山との中間に位置し、人との関わりを通じて環境が形成されてきた地域で、集落を取り巻く二次林、農地、ため池、草原等で構成されており、さまざまな生物のすみかになっています。

COD(化学的酸素要求量)

水中の有機物質等が過マンガン酸カリウムによって化学的に酸化・分解される際に消費される酸素量のことです。数値が大きくなるほど汚濁していることを示します。湖沼や海域の水質汚濁の一般指標として用いられます。

J-クレジット制度

J-クレジット制度は、省エネルギー機器の導入や森林経営等の取組による、CO₂等の温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。本制度により創出されたクレジットは、低炭素社会実行計画の目標達成やカーボン・オフセット等、さまざまな用途に活用できます。なお、

国の制度に準拠していると認められた場合に承認される「地域版 J-クレジット制度」として「高知県版 J-クレジット制度」も同時にスタートしています。

小水力(発電)

厳密な定義はありませんが、出力10,000kW～30,000kW以下を「中小水力発電」と呼ぶことが多く、また「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネ法)」の対象のように出力1,000kW以下の比較的小規模な発電設備を総称して「小水力発電」と呼ぶこともあります。

自立分散型スマート・エネルギー都市

分散型の再生可能エネルギーを地産地消し、エネルギーをスマートに(賢く)使うためにエネルギーマネジメントシステム(EMS)を導入することで、エネルギーリスクの分散が図られ、いざという時にもエネルギー使用で自立できる都市像のことであります。

新エネルギー

再生可能エネルギーに含まれるもので、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネ法)」で「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義され、太陽光発電や風力発電、バイオマス等、10種類が指定されています。新エネルギーの多くは純国産エネルギーで、資源の乏しい日本にとって、その技術開発の推進には大きな価値があります。

新鏡川清流保全基本計画

2005(平成17)年1月に高知市と鏡村、土佐山村が合併したことにより、鏡川は源流域から河口までが一つの市域に包括される全国的にも珍しい川となり、「森と海とまちをつなぐ環境軸」として一体的な取組ができるようになりました。本計画は、鏡川流域の特性に応じた良好な水質の保全、豊かな自然環境の保全、良好な景観の形成のあり方について見直し、鏡川流域全体のランクアップをめざすものです。

水源かん養林

水源かん養とは、降水流出抑制機能、降水流量安定機能、水質浄化機能等、さまざまな機能を意味するものであり、これらの公益的な機能を発揮できる水源地帯の保有林のこと

をいいます。本市では、主に水道局が中心となり、昭和55年度から水源かん養林取得事業を進めており、平成24年度末取得面積は218.8haです。なお、人工林を主とする市有林や民有林についても、間伐等の適切な管理を行うことによって、水源かん養としての機能を果たします。

3R

リデュース(reduce 廃棄物の発生抑制)、リユース(reuse 再使用)、リサイクル(recycle 再生利用・再資源化)の頭文字をとった言葉のことです。環境にできるだけ負荷をかけない循環型社会を形成するための重要な標語であり、考え方です。資源の有効利用、環境保全の施策の基本となっています。

生物多様性

生物多様性とは、ひとことでいえば生きものたちの豊かな個性とのつながりのことをいいます。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしています。

生物多様性国家戦略2012-2020

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国家戦略をまとめたものです。この戦略では、2020年までの重点施策として「5つの基本戦略」が設定されており、愛知目標の達成に向けたわが国のロードマップとして、目標年次を含めた13の国別指標等を設定するとともに、今後5年間の行動計画として約700の具体的施策を記載しています。

夕行

ダイレクトアタック制度

市民が市長に対して直接手紙、FAX、電子メール等によって、市政に関する意見や提言等を行う制度で、1995(平成7)年から実施しています。

地域コミュニティ

「コミュニティ」という用語は1969(昭和44)年4月にまとめられた「国民生活審議会

調査部会コミュニティ小委員会報告」において、初めて定義されました。それによると「コミュニティ」とは、「生活の場において、市民としての自主性と責任を自覚した個人及び家庭を構成主体として、地域性と各種の共通目標を持った、開放的でしかも構成員相互に信頼感のある集団」のこととされています。「地域コミュニティ」という用語は、特に「地域でのつながりによる人と人との連携・協力の関係」を重視したものであることを表すために使用しています。

地球温暖化対策

温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化や、国際的に協力して、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定義される「人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象(地球温暖化)」の防止を図るための施策や取組のことをいいます。

低炭素都市

地球環境の保全や地球温暖化防止のため、ハード・ソフト面から温室効果ガスの排出抑制策を行う都市のことです。

八行

南海地震

中部日本、紀伊半島から四国沖につながる南海トラフという海溝に沿って、過去100～150年周期で発生する地震。東海、東南海地震と連動した発生が懸念され、また2011(平成23)年3月に発生した東日本大震災を教訓とした地震対策の見直しが進められています。

二次的自然

二次林、二次草原、農耕地等、人と自然の長期にわたるかかわりの中で形成されてきた自然のことです。原生自然に人為等が加わって生じた二次的な自然のことをいいます。

農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、今後相当長期に渡り総合的に農業振興を図るべき地域として都道府県知事が指定する区域のことをいいます。

八行

パークアンドライド

最寄りの駅や停留所、目的地の手前まで自家用車で行って駐車し、そこから鉄道やバスに乗り継ぐ移動方式のことです。交通渋滞対策及び環境汚染対策の一環として推進されています。

パートナーシップ

市民等及び市が、対等な立場で協力・連携し、役割や責務を自覚することを通じて築いていく相互の信頼関係をいいます。

バイオマス

生物資源(bio)の量(mass)を表す概念で、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」です。バイオマスを使用した燃料の燃焼により放出される二酸化炭素は、生物の光合成によって大気中から吸収された二酸化炭素と同量である(「カーボンニュートラル」と呼ばれる)ことから、二酸化炭素を増加させないという特性があります。

BOD(生物化学的酸素要求量)

溶存酸素の存在下で、水中の有機物質等が生物化学的に酸化・分解される際に消費される酸素量のことです。数値が大きくなるほど汚濁していることを示します。河川の水質汚濁の一般指標として用いられます。これは、BODが自然界での酸素要求量が大い有機物質量の指標となる点で汚濁の状況を明確に表していると考えられることによります。

防災公園

地震災害時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地等となる防災拠点、周辺地区からの避難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する避難地等として機能する地域防災計画等に位置付けられる都市公園等のことをいいます。

未来につなげよういきいき自然！やさしさと行動力あふれるまち・高知

第二次高知市環境基本計画

2013(平成25)年11月

発行：高知市

編集：高知市環境部環境政策課

高知市本町5丁目1-45

TEL：088-823-9209

FAX：088-823-9553

E-mail：kc-180500@city.kochi.lg.jp

